

白馬村自治基本条例

逐条解説



令和 8 年 9 月

白 馬 村

目 次

I 白馬村自治基本条例の意義

1 自治基本条例とは	1
2 自治基本条例が必要な理由	1
3 自治基本条例制定による効果	2

II 白馬村自治基本条例

白馬村自治基本条例全文	4
-------------------	---

III 白馬村自治基本条例の解説

前 文	19
第1章 総則	
第1条 目的	21
第2条 定義	22
第2章 自治の基本理念及び基本原則	
第3条 自治の基本理念	25
第4条 自治の基本原則	27
第3章 各主体の権利、役割及び責務	
第5条 村民の権利	29
第6条 村民の責務	30
第7条 こどもの権利等	32
第8条 高齢者の役割と権利	34
第9条 行政区の役割	36
第10条 行政区における住民等の役割	37
第11条 事業者の役割と責務	38
第12条 村議会の役割と責務	40
第13条 議員の責務	41
第14条 村長の責務	42
第15条 他の執行機関の責務	44
第16条 職員の責務	45
第17条 公益通報	46

第4章 情報の公開及び共有	
第18条 情報の公開及び共有	47
第19条 説明責任	49
第20条 個人情報の保護	50
第5章 参画と共同	
第21条 参加の推進	51
第22条 参加のための環境づくり	52
第23条 審議会等の委員の公募	53
第24条 パブリックコメント手続	54
第25条 意見等への対応	56
第26条 住民投票	58
第27条 協働の推進	60
第28条 行政区の活動への支援	61
第29条 公益的活動の推進	62
第6章 村政運営の基本的事項	
第30条 村政運営の基本原則	63
第31条 総合計画	64
第32条 財政運営及び財産管理	65
第33条 行政評価	67
第34条 行政手続	68
第35条 政策法務	69
第36条 法令遵守及び公益通報	70
第37条 附属機関	71
第38条 財政援助出資団体	72
第7章 自然環境の保全と景観形成	
第39条 自然環境の保全と景観形成	73
第40条 水資源の保全	75
第8章 安全・安心なまちづくり	
第41条 こども・子育て支援の推進	76
第42条 保健、医療及び福祉の充実	77
第43条 危機管理と災害予防	78
第9章 教育環境の充実	
第44条 生涯学習の推進	80
第45条 文化及び伝統の継承	81
第46条 教育環境の充実	82

第10章 観光まちづくりの推進	
第47条 観光まちづくりの推進	83
第11章 連携及び交流	
第48条 国及び長野県との連携	85
第49条 他市町村との連携	86
第50条 国内外の交流	87
第12章 条例の位置付け等	
第51条 条例の位置付け	88
第52条 条例の普及啓発及び推進	90
第53条 条例の検証及び見直し	91
附則	92

I 白馬村自治基本条例制定の意義

1 自治基本条例とは

自治基本条例は、本村の特色をいかしたまちづくりを行うためのルールとして、本村の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けられるものです。

地方自治法第1条は、「地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立すること」を目的として掲げており、地方自治の本旨である団体自治（地域のことを地域自らが決定する）と住民自治（住民が自らの意思によって地域を運営する）の両立が地方自治の根幹とされています。

本条例は、この地方自治の本旨を本村において具体化するものです。具体的には、本村における自治の基本理念（自治を進めるための基本的な考え・方向性）や基本原則（自治を進めるための基本的なルール）を定めます。あわせて、村民、村議会及び村長等の役割・責務、まちづくりへの村民参加及び協働に関する基本的な事項を明らかにするものです。

2 自治基本条例が必要な理由

(1) 地方分権の進展

平成12年4月の「地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）」の施行により、地方自治法をはじめ多くの法律が改正され、国と市町村とは対等・協力の関係となりました。これにより、これまで国の通達等に従って行っていた事務が、市町村自らの判断と責任において行えることとなりました。

地方自治法第1条の2は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と定め、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本原則としています。

このように、地方分権の進展により、村は自己決定・自己責任のもと、地域の実情に即したまちづくりを行えるようになりました（団体自治の進展）。これに伴い、地方自治のもう一方の核である住民自治の拡充が不可欠となっており、村民の村政への参加を広げ、村民と村（行政）との関係を改めて見直すことが求められています。

(2) 白馬村を取り巻く社会環境の変化

本村は、北アルプスの雄大な自然を背景に、国内外から多くの来訪者を迎える国際的な観光・リゾート地として発展してきました。一方で、急速な少子高齢化の進行や人口減少、若者の村外流出といった課題も深刻化しており、地域社会の持続的な発展に向けた新たな取組が求められています。

加えて、観光業を基幹産業とする本村においては、外国人居住者・長期滞在者の増加や多様な価値観を持つ移住者の流入など、村民の構成も多様化しています。こうした変化の中で、村民が求めるサービスや生活様式も多様化・個別化が進み、地域における人と人とのつながりの維持・強化が重要な課題となっています。

低成長・人口減少時代にあって、行政だけでこれらの課題全てに対応することは困難であり、本村の特性に合ったまちづくりの在り方への転換が求められています。

(3) 村民意識の高まりと協働の必要性

こうした社会環境の変化の中、地域には村民に身近な課題も多く、「地域の課題を自分たちで解決しよう」という村民意識の高まりがあります。行政区をはじめ、NPO やボランティア、観光関連団体など様々な主体による自主的・自発的な活動が行われるようになってきました。

特に白馬村では、スキーリゾートの発展を支えてきた民間の活力や、国際的な視野を持つ多様な人材が地域に根ざして活動しており、こうした村民の力をまちづくりにいかすことが不可欠です。村民と行政がそれぞれの責任を確認し、役割を適切に分担しながら協力し合う「協働」の仕組みを整えることが、これからの白馬村のまちづくりには欠かせません。

3 自治基本条例制定による効果

(1) 自治体運営のルールの特明確化

これからの白馬村の運営は、村の自己決定・自己責任のもと、村民を主体とした地方分権の時代にふさわしいまちづくりを進めるものでなければなりません。そのためには、「自治の主体は村民であること」を明確にするなど、まちづくりへの村民参加と協働を進めるための基本的な事項を、自治体運営のルールとして定める必要があります。

また、情報公開・情報共有は村民自治の大切なルールの一つであり、本条例においてもその原則を明確に定めています。こうした自治体運営のルールを本条例として明らかにすることで、村民・議会・行政など、まちづくりに関わる全ての主体がそのルールを共有し、村民が主体となった自治を確実に進めていくことができます。

(2) 協働の推進

本村では、地域の安全・美化・福祉・観光振興など様々な分野において、多様な主体による自主的・自発的な活動が行われています。行政区は地域の日常生活に密接に関わる多くの課題を自ら担うなど重要な役割を果たしており、その活力はまちづくりを支えるためになくてはならないものです。

本条例で、協働を進めるための前提となる村民と行政との役割分担をはじめ、基本的な考え方やルールを定めることにより、協働によるまちづくりをより確実に推進することができます。

(3) 白馬村らしい個性あるまちづくりの推進

本村は、北アルプスの豊かな自然環境と四季折々の景観に恵まれ、スキーやアウトドアを通じた国際的な交流が根付く、他に類を見ない個性豊かな地域です。また、長い歴史の中で育まれてきた伝統・文化・祭事など、多くの地域資源を有しています。

少子高齢化や人口減少が進む中であっても、子や孫の世代に本村の魅力を伝え、持続可能な地域社会を築いていかなければなりません。まちづくりに関わる全ての主体が基本的な考え方を共有した上で、村の魅力や特色をいかした活動に取り組むことにより、個性あるまちづくりを進めることができます。

(4) 総合計画の着実な推進

本条例が自治運営の「最も尊重すべき条例」であるのに対し、総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）は、長期的な展望のもと、総合的・計画的なまちづくりを進めるための「最上位の計画」であり、両者は車の両輪として機能します。

本条例で総合計画の位置付けを明らかにするとともに、村民参加による総合計画の策定や着実な推進のためのルールを定めることにより、総合計画を今まで以上に実効性をもって推進することができます。また、計画の進捗状況を村民と共有しながら継続的に点検・改善していく仕組みを支えるものとして、本条例は重要な役割を果たします。

Ⅱ 白馬村自治基本条例

白馬村自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の基本理念及び基本原則（第3条・第4条）

第3章 各主体の権利、役割及び責務

第1節 村民（第5条—第8条）

第2節 行政区（第9条・第10条）

第3節 事業者（第11条）

第4節 村議会（第12条・第13条）

第5節 執行機関（第14条—第17条）

第4章 情報の公開及び共有（第18条—第20条）

第5章 参画と協働

第1節 参加（第21条—第26条）

第2節 協働（第27条—第29条）

第6章 村政運営の基本的事項（第30条—第38条）

第7章 自然環境の保全と景観形成（第39条・第40条）

第8章 安全・安心なまちづくり（第41条—第43条）

第9章 教育環境の充実（第44条—第46条）

第10章 観光まちづくりの推進（第47条）

第11章 連携及び交流（第48条—第50条）

第12章 条例の位置付け等（第51条—第53条）

附則

私たちのまち白馬村は、雄大な北アルプスの山々に抱かれ、四季折々の美しい山岳景観と清らかな水資源をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。先人たちは、時に厳しいこの自然環境と共生しながら、地域に根付いた伝統文化を伝承し、相互扶助の精神をもって持続可能な地域社会を築き上げてきました。また、登山やスキーを契機として多くの来訪者を迎え、素朴でありながらも温かくもてなしてきた民宿の文化は、本村に脈々と息づく精神風土として深く定着しています。

しかしながら、近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、更には少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換期を迎えています。

私たちは、この豊かな自然及び先人が築いてきた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承し、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません。ここに、一人ひとりが主体的に地域の未来を担う「自治」の理念を共有し、村民、村議会及び村長等がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に補完し合い、緊密に協働してまちづくりを推進するため、本村の自治の基本原則を定め、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白馬村（以下「本村」といいます。）における自治の基本理念及び基本原則を定め、村民、村議会及び村長等の役割及び責務を明らかにするとともに、村政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の一層の推進を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 村民 次に掲げるものをいいます。

ア 村内に住所を有し、又は居住する者

イ 村内に通勤し、又は通学する者

ウ 村内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組む者

(2) 行政区 白馬村行政区設置規則（平成18年白馬村規則第14号）に定める行政区をいいます。

(3) 事業者 村内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。

(4) 村長等 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいいます。

(6) 自治 村民、村議会及び村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営することをいいます。

(7) 協働 村民、村議会及び村長等が対等な立場で協力しながら行動することをいいます。

(8) 条例等 条例、規則その他の自治立法をいいます。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(自治の基本理念)

第3条 村民、村議会及び村長等は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりのため、協働して自治を推進するものとします。

2 村民、村議会及び村長等は、国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進するものとします。

3 村民、村議会及び村長等は、自治を推進するため、それぞれが最善を尽くし、不断的努力により自治を維持し、及び発展させるものとします。

(自治の基本原則)

第4条 村民は、積極的な村政への参画に努め、村議会及び村長等は、村民の村政への参画を推進することを原則とします。

2 村民は、村政に関する必要な情報の提供を受ける権利及び自ら請求して取得する権利を有することを原則とします。

3 村民、村議会及び村長等は、情報を共有するとともに、村議会及び村長等は、村民に対する説明責任及び応答責任を果たすことを原則とします。

4 村民、村議会及び村長等は、それぞれの知見及び能力を持ち寄り、互いの存在を尊重しながら役割及び責務を分担し、協働することを原則とします。

5 村民、村議会及び村長等は、先人が築き、継承してきた歴史及び文化並びに豊かな自然環境を活用しながら、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、地域の特性を尊重するものとし、村長等はその実現を支援することを原則とします。

6 村民、村議会及び村長等は、村民の多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを進めることを原則とします。

第3章 各主体の権利、役割及び責務

第1節 村民

(村民の権利)

第5条 村民は、自治の基本理念及び基本原則に基づき、村政に参画する権利を有します。

2 村民は、前条第2項に定める情報の開示を請求する権利を有します。

3 村民は、法令及び条例等の定めるところにより平等に行政サービスを受ける権利を有します。

(村民の責務)

第6条 村民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりの担い手として積極的に行動するよう努めるものとします。

2 村民は、互いの自由、人権及び人格を尊重し、自らの発言及び行動に責任を負うとともに、次世代に配慮し、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとします。

- 3 村民は、本村の行政サービスが法令及び条例等に基づき村民の負担によって支えられていることについて理解を深め、誠実にその経費を分担するよう努めるものとします。

（こどもの権利等）

第7条 こども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。）は、一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有します。

- 2 こどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自らの意見を表明する権利及び地域社会に参画する権利を有するとともに、その意見が尊重されるものとします。

- 3 村民、事業者、村議会及び村長等並びに学校、保育所その他の関係機関は、こどもに関する施策その他こどもに関わる事項を行うに当たっては、こどもの最善の利益を優先して考慮するものとします。

- 4 村長等は、こども基本法その他の法令の定めるところにより、こどもの権利を保障するため必要な施策を推進しなければなりません。

（高齢者の役割と権利）

第8条 高齢者は、長年の人生で培ってきた知識、経験及び能力を活用し、地域社会の発展に貢献するとともに、地域の歴史、文化及び生活の知恵を次世代へ継承する役割を担うものとします。

- 2 高齢者は、まちづくりの担い手として村政に参画する権利を有するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って地域生活を営む権利を有します。

- 3 村長等は、高齢者がその知識、経験及び能力をまちづくりに活用し、生きがいを持ってこれに参画することができるよう、多様な機会の創出及び必要な環境の整備に努めるものとします。

第2節 行政区

（行政区の役割）

第9条 行政区は、村長等と連携し、村政の円滑な運営への協力及び協働の推進を図るとともに、相互扶助の精神に基づき地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全で安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。

- 2 行政区は、村内に住所を有し、又は居住する者（以下この条及び次条において「住民等」といいます。）が加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとします。

（行政区における住民等の役割）

第10条 住民等は、まちづくりの重要な担い手である行政区の役割を認識するとともに、自主的に行政区に加入し、地域活動に参加するよう努めるものとします。

- 2 住民等は、行政区の活動への参加を通じて、他の住民等との連帯を深めるとともに、地域が抱える課題を共有し、その解決に向けて継続的に取り組み、住みよい地域社会を維持し、及び発展させるよう努めるものとします。
- 3 住民等は、行政区の活動を通じて、新たな人材の育成に努めるとともに、誰もが参画しやすい組織体制の構築に努めるものとします。

第3節 事業者

(事業者の役割と責務)

第11条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域との調和を図り、本村の持続的な発展に寄与するよう努めるものとします。

- 2 事業者は、自らの事業活動が本村の自然環境、景観その他の地域資源に支えられていることを認識し、その保全及び活用に努めるとともに、行政区その他の地域団体と協力し、事業活動の基盤となるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとします。
- 3 事業者は、本村の行政サービスが、村民及び他の事業者の適正な負担によって支えられていることについて理解を深めるとともに、自らも法令及び条例等の定めるところにより、誠実にその経費を分担するよう努めるものとします。

第4節 村議会

(村議会の役割と責務)

第12条 村議会は、村政における最高意思決定機関として、白馬村議会基本条例（平成29年白馬村条例第1号）に基づき、村民の意思を基礎として、公平かつ公正に政策等を決定するとともに、村政に対する監視及び評価機能を十分に果たし、適正な執行を確保するものとします。

- 2 村議会は、議会活動に関する情報を村民と共有するとともに、村民の意思の把握に努め、公共の福祉の増進を図るため、政策立案及び政策提言を行わなければなりません。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会の責務を認識し、高い倫理観及び品位を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、村民全体の代表者として、村民の生活の向上及び福祉の増進のために活動し、討議しなければなりません。

第5節 執行機関

(村長の責務)

第14条 村長は、本村を統轄し、代表して、自治の基本理念及び基本原則の実現に向けて、公正かつ誠実に村政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとします。

- 2 村長は、村政運営に必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画その他の計画の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとします。

- 3 村長は、職員を適切に指揮監督し、村民の意向及び政策課題に的確に対応できる知識及び能力を有する人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 4 村長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な村政運営に努めるものとします。
- 5 村長は、村政に関する情報を分かりやすく提供するとともに、村民との意見交換の場を設けるなど、村民の意見を把握し、村政に反映させるよう努めるものとします。

(他の執行機関の責務)

第15条 村長を除く執行機関は、その職務の性質に応じ、前条に定める村長の責務に準じた責務を負い、村長及び他の執行機関と協力して村政の運営に当たらなければなりません。

(職員の責務)

第16条 職員は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、村民の視点に立ち、高い倫理観を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 職員は、村民との信頼関係を構築することに努めるものとします。
- 3 職員は、社会情勢及び村民の意向に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に努めるものとします。
- 4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に村民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとします。

(公益通報)

第17条 職員は、職務の執行において公正な村政を妨げ、又は村政に対する村民の信頼を損なう行為により、公益に反するおそれのある事実を知った場合は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところにより、当該事実を速やかに通報することができます。

第4章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 村長等は、公正で開かれた村政を推進するため、村民の知る権利を保障し、村政に関する情報は、原則として公開しなければなりません。この場合において、村民が村政に関する情報の開示を請求する権利については、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の定めるところによります。

- 2 村長等は、保有する情報を適正に管理するとともに、村民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。
- 3 村長等は、前項の規定による情報の提供に当たっては、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で行うものとします。
- 4 村民は、自らの活動内容に係る情報を村長等と共有するよう努めるものとします。

(説明責任)

第19条 村長等は、村政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、政策及び計画の立案、実施、評価及び改善の各段階において、その経過、内容及び効果その他の事項を村民に分かりやすく説明する責務を負うものとします。

(個人情報の保護)

第20条 村長等は、個人の人格を尊重し、その権利利益を保護するため、村長等が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白馬村個人情報保護法施行条例（令和5年白馬村条例第1号）の規定により、適切に保護しなければなりません。

第5章 参画と協働

第1節 参加

(参加の推進)

第21条 村長等は、村民が村政に参加する多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境の整備の推進に努めるものとします。

(参加のための環境づくり)

第22条 村長等は、政策及び計画の立案、実施及び評価の各段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、アンケートの実施、意見交換会又はワークショップの開催、審議会における委員の公募、意見公募手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）その他の適切な方法により、村民参加の機会を設けるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の規定により村民から提出された意見及び提案を村政に反映させるよう努めるとともに、その結果を村民に公表するものとします。

(審議会等の委員の公募)

第23条 村長等は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）その他の条例の規定により設置する附属機関又はこれに類する機関の委員の選任に当たっては、村民の多様な意見を反映させるため、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の公募を行うときは、選考基準及びその結果を公表するものとします。この場合において、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めるものとします。ただし、個人情報の保護その他正当な理由があるときは、公表する内容の一部を除くことができます。

(パブリックコメント手続)

第24条 村長等は、協働のまちづくり及び開かれた村政を実現するため、重要な条例若しくは総合計画その他の重要な計画の策定又は変更に当たっては、パブリックコメント手続を実施するものとします。

2 村長等は、パブリックコメント手続により提出された村民の意見を十分に考慮して条例若しくは計画を策定し、又は変更するとともに、その結果を村民に公表するものとします。

3 パブリックコメント手続に関し必要な事項は、白馬村パブリックコメント手続条例（令和8年白馬村条例第29号）で定めます。

（意見等への対応）

第25条 村長等は、村民その他の関係者から意見、提言、質問、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）があったときは、誠実に対応し、その結果を速やかに応答しなければなりません。

2 村長等は、意見等のうち苦情に係るものについて、その原因を究明し、再発防止その他の適正な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 村長等は、意見等への対応状況を整理し、これを公表するよう努めるものとします。

（住民投票）

第26条 村長又は村議会は、村の特に重要な政策に関する事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができるものとします。ただし、法令の規定により処理すべき事項その他住民投票になじまない事項については、この限りではありません。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

3 村議会及び村長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

第2節 協働

（協働の推進）

第27条 村民、村議会及び村長等は、各主体の自主性を尊重しながら、地域課題の解決及び住民福祉の増進を図るため、相互に連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 村長等は、村民との協働による自治を推進するため、情報の提供、活動の場の確保その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

（行政区の活動への支援）

第28条 村長等は、行政区の自主性及び自律性を尊重するとともに、前条の規定によるもののほか、行政区が行う地域の課題の解決並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する活動の推進、指導者の育成その他の必要な支援に努めるものとします。

（公益的活動の推進）

第29条 村民は、ボランティア活動、特定非営利活動その他の地域の課題の解決及び公益の増進に資する活動（以下「公益的活動」といいます。）に自発的に参加するよう努めるものとします。

- 2 村長等は、村民が行う公益的活動に対し、情報の提供、活動の場の確保その他の必要な支援を行うとともに、相互に連携するよう努めるものとします。

第6章 村政運営の基本的事項

(村政運営の基本原則)

第30条 村長等は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、公正で透明性の高い村政運営を、総合的かつ計画的に行うものとします。

- 2 村長等は、持続可能で豊かな地域社会の実現に向け、地域の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図るよう努めるものとします。

(総合計画)

第31条 村長は、本村が目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、総合計画を策定するものとします。

- 2 総合計画は、村の将来像及びその実現に向けた基本的な方向を定める基本構想、基本構想を実現するための施策を定める基本計画並びに基本計画を具体化するための事業を定める実施計画により構成します。
- 3 総合計画は、村の最上位の計画とし、村が個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。

(財政運営及び財産管理)

第32条 村長は、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、健全な財政運営に努めるものとします。

- 2 村長は、白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）の規定によるもののほか、財政状況に係る情報並びに予算編成及び執行に係る情報を分かりやすく村民に公表しなければなりません。
- 3 村長は、村が保有する財産の適正な管理及び効率的な活用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めるものとします。
- 4 村長は、人口の変化その他の社会情勢の変化を踏まえ、公共施設その他のインフラ資産（以下「公共施設等」といいます。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合又は長寿命化その他の適切な措置を講ずるため、公共施設等の総合的な管理に関する計画を策定し、これに基づき計画的に推進するものとします。

(行政評価)

第33条 村長は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図るため、政策、施策及び事務事業について、必要性、効率性及び有効性の観点から評価（以下「行政評価」といいます。）を行うものとします。

- 2 村長は、行政評価の結果を村民に分かりやすく公表するとともに、当該結果及び村民の意見を踏まえ、必要な施策に適切に反映させるよう努めるものとします。

(行政手続)

第34条 村長等は、行政手続法（平成5年法律第88号）の趣旨にのっとり、村民の権利利益の保護に資するため、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとします。

- 2 前項の手続に関し必要な事項は、白馬村行政手続条例（平成8年白馬村条例第1号）で定めます。

(政策法務)

第35条 村長等は、地域の実情に即した質の高い行政を行うため、地方自治の本旨に基づき法令を解釈し、及び運用するとともに、政策の立案及び実施に当たっては、条例等を制定する権限を積極的に活用し、条例等の相互の整合性を確保するよう努めるものとします。

(法令遵守及び公益通報)

第36条 村長等は、常に法令及び条例等を遵守し、村政を公正に運営しなければなりません。

- 2 村長等は、公益通報者保護法の趣旨にのっとり、村政運営上の違法行為その他公益を害する行為を防止するため、職員による公益通報に適切に対応する体制を整備するよう努めるものとします。

- 3 村長等は、公益通報を行った職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

(附属機関)

第37条 村長等は、専門的な知見や村民の多様な意見を反映させるため、必要があると認めるときは、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の規定により、附属機関を置くことができます。

- 2 村長等は、附属機関の会議を原則として公開するとともに、会議録及び会議に使用した資料を公表するものとします。ただし、法令若しくは条例等に特別の定めがある場合又は個人情報保護その他正当な理由により当該附属機関が非公開とすることを決定した場合は、この限りではありません。

(財政援助出資団体)

第38条 この条において「財政援助出資団体」とは、村が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えている団体又は村が出資している団体（地方自治法第221条第3項の政令で定めるものに限りません。）をいいます。

- 2 村長は、財政援助出資団体について、その設立の目的が効果的に達成されるよう、適切な指導及び監督を行うものとします。

第7章 自然環境の保全と景観形成

(自然環境の保全と景観形成)

第39条 村民、事業者及び村長等は、多様な生物が育む豊かな自然環境並びに北アルプスの山岳景観、歴史、文化及び田園風景が調和した良好な景観を、村の共有の財産として現在及び将来の世代に継承するものとします。

2 村民、事業者及び村長等は、前項に定める自然環境及び景観を保全するため、相互に連携し、農地、森林、里山、沿道その他の自然環境及び景観を構成する重要な要素を適正に維持し、及び管理するとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に努めるものとします。

3 村民及び事業者は、建築物の維持管理又は建築を行うに当たっては、地域の歴史、文化及び伝統的な特色を理解し、これらを継承するとともに、これらの特色と調和した形態意匠に努めなければなりません。

4 村民及び事業者は、建築物の建築その他土地の利用を行うに当たっては、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に十分配慮しなければなりません。

5 村長等は、自然環境の保全及び良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境に配慮した適正な土地利用及び建築行為を誘導するため、必要な措置を講じるものとします。

(水資源の保全)

第40条 村民、事業者及び村長等は、北アルプス及び里山を源とする豊かな地下水、湧水、河川その他の水環境が、人の生命及び健康の維持並びに産業活動の基盤であるとともに、美しい自然及び田園風景を形成する重要な要素であることを認識し、その水質の保全及び適正な利用に努めるとともに、健全な水循環を現在及び将来の世代に継承するよう努めなければなりません。

2 村長等は、前項の趣旨を実現するため、地域の特性に応じた水資源の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じなければなりません。

第8章 安全・安心なまちづくり

(こども・子育て支援の推進)

第41条 村長等は、こどもが健やかに成長し、妊娠、出産及び子育てに関わる全てのものが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めるものとします。

2 村民、事業者、村長等その他の関係者は、相互に連携し、地域全体でこどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭を支えるよう努めるものとします。

3 村長等は、妊産婦並びにこども及び保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を充実させるよう努めるものとします。

(保健、医療及び福祉の充実)

第42条 村長等は、全ての村民が生涯にわたり心身ともに健康で、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、保健、医療及び福祉に関する施策の充実に努めるものとしします。

2 村長等は、前項の目的を達成するため、保健、医療、介護及び福祉に関する施策の有機的な連携を図り、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に努めるものとしします。

3 村民は、自らの健康づくりに努めるとともに、相互に支え合い、地域福祉の推進に協力するよう努めるものとしします。

(危機管理と災害予防)

第43条 村長等は、村民及び旅行者等の生命、身体及び財産を保護するため、平時から総合的かつ機能的な危機管理体制を確立するとともに、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全の確保に特に配慮し、自然災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）が発生した時は迅速かつ的確に対処するものとしします。

2 村長等は、村民、行政区、社会福祉協議会その他の関係機関並びに国及び他の地方公共団体と緊密な連携を図りつつ、地域防災計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する体制を整備しなければなりません。

3 村民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等が発生した時は、自らの安全を確保するよう努めるものとしします。

4 行政区は、地域における防災体制を整備し、防災訓練を実施するとともに、災害等の発生時には、地域において互いに協力して対処するよう努めるものとしします。

5 村民、事業者及び村長等は、相互に連携し、防災のまちづくりを推進しなければなりません。

第9章 教育環境の充実

(生涯学習の推進)

第44条 村長等は、村民が生涯にわたりあらゆる機会及び場所において学ぶことができる環境の整備に努めるとともに、学習活動を通じて、人と人との交流及び地域とのつながりが育まれるよう努めるものとしします。

2 村長等は、自然との共生及び生態系の保全に関する学習及び体験活動の機会の充実に努めるとともに、持続可能なまちづくりを担う人材の育成に努めるものとしします。

(文化及び伝統の継承)

第45条 村長等は、地域の歴史、文化、伝統及び文化財その他の文化資源（以下この条において「文化資源」といいます。）の保存、継承及び活用を推進するとともに、村民その他の関係者との協働により、これらを活用したまちづくりに努めるものとしします。

- 2 村民及び事業者は、地域の歴史、文化及び伝統が村の共有の財産であることを自覚し、文化資源の保存及び継承に協力するよう努めるものとします。
- 3 村長等は、前2項の目的を達成するため、村民その他の関係者との協働により、文化資源を活用した施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

(教育環境の充実)

第46条 村長等は、こどもが等しく教育を受ける機会を保障するとともに、安全で安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めるものとします。

- 2 村民、事業者及び村長等は、前項の目的を達成するため、学校その他の教育機関と連携し、教育におけるそれぞれの役割及び責任を自覚しながら、地域全体でこどもの成長及び学びを支える環境づくりに努めるものとします。

第10章 観光まちづくりの推進

(観光まちづくりの推進)

第47条 村民、事業者及び村長等は、観光資源その他の地域資源を最大限に活用し、住む人と訪れる人が相互に尊重し合い、豊かさを実感できる持続可能な観光まちづくりを推進するものとします。

- 2 村長等は、前項の観光まちづくりを推進するに当たり、地域経済の発展、自然環境の保全、歴史及び文化の保存、地域社会の維持及び発展並びに村民の誇り及び愛着の醸成を図る観光地経営の重要な取組として、総合的かつ計画的に行うものとします。
- 3 村長等は、村民、事業者及び関係団体その他の関係者との協働の下、持続可能な観光地経営及び良好な受入環境の形成に努めるものとします。

第11章 連携及び交流

(国及び長野県との連携)

第48条 村長等は、村の自主性及び自立性を確保しつつ、村民の福祉の増進及び地域の発展を図るため、国及び長野県との適切な役割分担の下に、緊密に連携し、及び協力するものとします。

(他市町村との連携)

第49条 村長等は、広域的な地域課題の解決及び効果的かつ効率的な行政運営のため、近隣の市町村その他の普通地方公共団体との情報共有及び相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとします。

(国内外の交流)

第50条 村民、村議会及び村長等は、姉妹都市又は友好都市その他の国内外の地方公共団体その他の組織及び多様な人々と積極的に交流し、及び相互に協力することにより、その活動から得られる経験、知識及び情報をまちづくりに活用するよう努めるものとします。

- 2 村民、村議会及び村長等は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、友好都市等との交流を図るとともに、互いの文化及び価値観を理解し、及び尊重するよう努め、国際的な視野を持つ人材の育成に努めるものとします。

第12章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第51条 この条例は、本村における自治の基本を定めるものであり、村民、村議会及び村長等は、この条例の規定を最大限尊重するものとします。

- 2 村議会及び村長等は、他の条例等の制定及び改廃並びに法令の運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を確保しなければなりません。
- 3 この条例に定める施策の推進に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

(条例の普及啓発及び推進)

第52条 村議会及び村長等は、この条例の目的を達成するため、広報その他の適切な方法によりこの条例の普及啓発に努めるとともに、村民が学習する機会を提供するよう努めるものとします。

- 2 村長等は、この条例の目的を達成するため、村民の参加を得て、この条例の推進に関する体制を整備し、その実効性の確保に努めるものとします。
- 3 村民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、その推進に協力するよう努めるものとします。

(条例の検証及び見直し)

第53条 村長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、村民の意見を聴いた上で、社会情勢の変化、法令の改正その他の事情の変化を踏まえ、この条例の各条項が本村の実情及び社会情勢に適合しているかについて検証し、その結果を踏まえて必要な検討を行うものとします。

- 2 村長は、前項の検証及び検討の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正に係る議案を議会に提出するものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年9月30日から施行します。ただし、第24条の規定は、令和9年1月1日から施行します。

2 【略】

(白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

3 【略】

(白馬村情報公開条例の一部改正)

4 【略】

(経過措置)

5 【略】

(現存する条例等の解釈)

6 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて解釈するものとしします。

(整合性の確保)

7 村長は、この条例の施行の際、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるものとしします。

III 白馬村自治基本条例の解説

本解説書の位置付け及び利用上の注意

本解説書は、白馬村自治基本条例（令和8年白馬村条例第 号。以下「本条例」といいます。）の各条文について、その立法趣旨、行政実務上の運用方針及び主要用語の解釈基準を明らかにするものです。

本解説書は、議会審議、住民説明及び庁内執行の各場面において共通の解釈基準として機能させることを目的とした公式の解釈指針として位置付けます。本解説書の内容に疑義が生じた場合は、総務課に照会してください。

前 文

私たちのまち白馬村は、雄大な北アルプスの山々に抱かれ、四季折々の美しい山岳景観と清らかな水資源をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。先人たちは、時に厳しいこの自然環境と共生しながら、地域に根付いた伝統文化を伝承し、相互扶助の精神をもって持続可能な地域社会を築き上げてきました。また、登山やスキーを契機として多くの来訪者を迎え、素朴でありながらも温かくもてなしてきた民宿の文化は、本村に脈々と息づく精神風土として深く定着しています。

しかしながら、近年の急速な国際化、移住者の増加に伴う価値観の多様化、更には少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化により、長らく受け継がれてきた住民自治や地域社会のあり方を考え直す大きな転換期を迎えています。

私たちは、この豊かな自然及び先人が築いてきた誇りある伝統文化を確実に次世代へ継承し、多様性を尊重し、誰もが安心して暮らすことができる包容力のある地域社会を築いていかなければなりません。ここに、一人ひとりが主体的に地域の未来を担う「自治」の理念を共有し、村民、村議会及び村長等がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に補完し合い、緊密に協働してまちづくりを推進するため、本村の自治の基本原則を定め、この条例を制定します。

【解 説】

前文は、本条例の制定に至る歴史的・社会的背景及び立法意思を宣明するものです。前文は条文ではないため、それ自体が直接的な権利義務を創設するものではありませんが、本条例の各条項を解釈する際の最上位の指針として機能します。

前文は3つの段落から構成されており、それぞれが独立した意義を持ちます。

第一段落について

第一段落は、本村の地理的・歴史的・文化的な固有性を確認するものです。北アルプスの山岳環境、相互扶助の精神、民宿文化という3つの要素が、本村の精神的基盤を形成してきたことを宣言しています。この記述は、第7章（自然環境の保全と景観形成）及び第10章（観光まちづくりの推進）における施策の方向性を基礎付けるものです。

第二段落について

第二段落は、本条例を制定するに至った現代的課題を示すものです。急速な国際化・移住者増加・少子高齢化・人口減少という四つの構造的変化により、従来の住民自治のあり方を考え直す転換期を迎えているという認識を明示しています。この認識は、第2条第1号の「村民」の定義を広義に設定した立法判断の根拠となっています。

第三段落について

第三段落は、本条例の制定意思を宣言するものです。「自治」の理念の共有、各主体（村民・村議会・村長等）の責務と役割の明確化、相互補完と協働によるまちづくりの推進という３点が、本条例の制定目的として宣言されています。この宣言は、第１条（目的）と連動するものです。

【運用方針】

前文は法的拘束力を直接的に有するものではないため、前文のみを根拠とした行政処分その他の法的効果を生じさせる行為は行いません。ただし、各条文の解釈に疑義が生じた場合は、前文に示された立法意思に立ち返って判断することを原則とします。

【用語解釈】

「精神風土」特定の地域に歴史的に形成された、住民の価値観・行動様式・共同体意識の総体を指します。法的概念ではなく、本条例の解釈における文脈的背景を示す表現です。

「住民自治」地域の住民が自らの意思に基づき地域の公共的事務を処理する原則を指します。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条に定める「地方自治の本旨」を構成する二原則（住民自治・団体自治）の一方です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白馬村（以下「本村」といいます。）における自治の基本理念及び基本原則を定め、村民、村議会及び村長等の役割及び責務を明らかにするとともに、村政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の一層の推進を図ることを目的とします。

【解 説】

本条は、本条例の立法目的を定める規定です。本条例が果たす機能を「基本理念・基本原則の設定」「各主体の役割・責務の明確化」「村政に関する基本的事項の規定」の3点に整理し、これらを通じて「自治の一層の推進」を図ることを目的として宣言しています。

上位法令との関係においては、地方自治法第1条が「地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定める」ことを目的としており、本条例はその自治立法権に基づき、本村固有の実情に即した自治の基本ルールを定めるものと位置付けられます。本条例は、本村における自治立法の最上位規範として機能します（第51条参照）。

【運用方針】

本条例の目的規定は、他の条例等の制定・改廃に際しての整合性確認基準として機能します。各課において条例等の立案を行う場合は、本条例の目的との整合性を事前に確認した上で、課長会議で協議するものとします。

【用語解釈】

「自治の一層の推進」現状の自治の水準を維持するにとどまらず、継続的に向上・発展させることを意味します。「一層の」という文言は、既存の取組を否定するものではなく、その上に積み上げる趣旨です。本条例の制定によって自治が完成するものではなく、不斷の努力を求める趣旨が込められています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 村民 次に掲げるものをいいます。

ア 村内に住所を有し、又は居住する者

イ 村内に通勤し、又は通学する者

ウ 村内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組む者

(2) 行政区 白馬村行政区設置規則（平成18年白馬村規則第14号）に定める行政区をいいます。

(3) 事業者 村内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人をいいます。

(4) 村長等 村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいいます。

(6) 自治 村民、村議会及び村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営することをいいます。

(7) 協働 村民、村議会及び村長等が対等な立場で協力しながら行動することをいいます。

(8) 条例等 条例、規則その他の自治立法をいいます。

【解 説】

本条は、本条例において用いる主要な用語の意義を定める規定です。定義規定は、条例全体を通じた用語の統一的解釈を確保し、解釈の恣意性を排除することを目的とします。本条に定める定義は、本条例の適用範囲においてのみ効力を有し、他の条例等における同一用語の解釈を当然には拘束しません。

第1号「村民」について

「村民」を、ア（住所・居住者）、イ（通勤・通学者）、ウ（事業活動・公益活動者）の3類型を包括する広義の概念として定義しています。「村民」の範囲について国籍による区別を設けていませんので、外国籍の方も、本号ア、イ又はウのいずれかに該当する場合は「村民」に含まれます。

また、本条例で定める「村民」は、本村の自治の担い手となる方の範囲を定める独自の定義であり、地方自治法上の住民としての地位（住民基本台帳登録者）を超えて、別荘居住者・通勤通学者・継続的にまちづくりに関わる者等を含む広義の地域関与者を権利・責務の主体として位置付ける立法判断によるものです。

第2号「行政区」について

白馬村行政区設置規則（平成18年白馬村規則第14号）に定める行政区を指します。規則の改正により行政区の区域・名称等が変更された場合は、変更後の行政区を指します。

第3号「事業者」について

「村内で事業活動その他の活動を行う団体又は個人」と定義します。「団体」とは、法人及び法人でない団体の双方を包含する語として用いられるものであることから、会社法で定められている法人・会社法に当てはまらない法人はもちろん、外国の法令に基づき設立された法人、法人格のない任意団体・権利能力なき社団であっても、村内で事業活動を行う場合には「事業者」に該当します。また、営利・非営利を問いません。第1号ウの

「村民」と重複する場合がありますが、本条例上の「村民」としての権利・責務と「事業者」としての役割・責務は、それぞれ独立して適用されます。

第4号「村長等」について

村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の6機関を指します。各機関は独立した権限を有するため、「村長等」として一括して義務・責務が課される場合も、各機関はその職務の性質及び権限の範囲内においてこれを履行します（第15条参照）。

第5号「まちづくり」について

「地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すこと」と定義します。行政施策のみならず、村民・事業者・行政区等の民間主体による活動を含む広義の概念です。

第6号「自治」について

「村民、村議会及び村長等が主体となって、まちづくりを自ら考え運営すること」と定義します。外部からの指示・命令に依存するのではなく、各主体が自発的・能動的に関与することを意味します。

第7号「協働」について

「村民、村議会及び村長等が対等な立場で協力しながら行動すること」と定義します。「対等な立場」という文言が本定義の核心であり、行政が主導し住民が協力するという従来型の関係性を超えた、各主体が対等なパートナーとして関与する関係性を指します。

第8号「条例等」について

「条例、規則その他の自治立法」と定義されます。「自治立法」とは、地方公共団体がその自治権に基づいて定める法規範の総称です。条例（地方自治法第14条第1項）及び規則（同法第15条第1項）のほか、次のものが含まれます。

- ・教育委員会規則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項）
- ・選挙管理委員会が定める規程（地方自治法第194条）
- ・監査委員が定める規程（同法第199条第10項）
- ・農業委員会が定める規則（農業委員会等に関する法律第25条）

なお、訓令・要綱等の行政内部規範は含みません。

【運用方針】

「村民」の定義を広義に設定したことにより、別荘居住者や通勤・通学者等も本条例上の権利・責務の主体となります。ただし、選挙権・住民投票の投票権等、法令により日本国籍又は住民登録を要件とする権利については、本条例の定義にかかわらず、当該法令の規定が優先されます。各課においては、施策の対象者を検討する際に、本条の定義を参照した上で適切に範囲を設定するものとします。

【用語解釈】

「村内に住所を有し、又は居住する者」（第1号ア）住民基本台帳に記載された者（住所を有する者）に加え、住民登録はないが実態として居住している者（別荘居住者、住民票未異動者等）を含みます。なお、国籍は問いません。住民票の有無のみで判断するものではありません。

「村内に通勤し、又は通学する者」（第1号イ）就労・就学の実態を有する者を指します。テレワーク等により実態的に村内で就労する者の取扱いは、個別の事情に応じて判断します。

「村内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組む者」（第 1 号ウ）法人・個人を問いません。「公益の増進に取り組む者」には、NPO、ボランティア団体、継続的にまちづくりに関わる者等の非営利活動の主体を含みます。

「事業活動その他の活動」（第 3 号）継続的・組織的な活動を指し、一時的・偶発的な活動は含みません。

「対等な立場」（第 7 号）各主体の権限・責任が同一であることを意味するものではなく、相互の役割を尊重した上での対等な関係性を指します。行政が主導し住民が追従するという従来型の関係性は、本号の「協働」には該当しません。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(自治の基本理念)

第3条 村民、村議会及び村長等は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりのため、協働して自治を推進するものとします。

2 村民、村議会及び村長等は、国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進するものとします。

3 村民、村議会及び村長等は、自治を推進するため、それぞれが最善を尽くし、不断の努力により自治を維持し、及び発展させるものとします。

【解 説】

本条は、本条例全体を貫く自治の基本理念を定める規定です。第1項は協働の原則、第2項は人権尊重の原則、第3項は自治の不断の維持・発展の原則を定めます。これらは本条例の解釈・運用における最上位の指針として機能します。

上位法令との関係においては、地方自治法第1条に定める「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）を本村の実情に即して具体化したものです。第2項の人権尊重は、日本国憲法第11条（基本的人権の享有）及び第14条（法の下での平等）の趣旨を自治の文脈で確認するものです。

第1項について

各主体がそれぞれの役割及び自主性を尊重し合いながら、まちづくりのために協働して自治を推進することを定めます。

第2項について

差別のない人権尊重の自治を推進することを定めます。「国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由」は例示列举であり、「その他の事由」には性別、年齢、障がいの有無、性的指向等も含まれると解釈します。本項は訓示的規定であり、直接的な法的権利を創設するものではありませんが、施策の立案・実施における判断基準として機能します。

第3項について

自治の維持・発展のために不断の努力を求めます。第1項において協働による自治の推進、第2項において人権が尊重される自治の推進を定めており、本項の「自治を推進するため」はこれら前2項を受けた表現です。そのために必要な姿勢として「それぞれが最善を尽くし、不断の努力により」を、達成すべき状態として「自治を維持し、及び発展させる」を定める構成としております。

「不断の努力」とは、一時的・断続的ではなく、継続的・持続的な取組を意味します。本条例の制定によって自治が完成するものではなく、第53条の定期的な検証・見直しの仕組みと連動して、継続的な発展を求める趣旨です。

【運用方針】

第2項の人権尊重規定は、村政運営における差別的取扱いの禁止を宣言するものです。具体的には、多言語による情報提供、外国籍住民の審議会等への参加機会の確保、障がい者・高齢者に配慮したユニバーサルデザインの推進等の施策を通じて実現を目指します。施策の立案・実施に際しては、本項の趣旨との整合性を確認するものとします。

【用語解釈】

「役割及び自主性を尊重し」(第 1 項) 各主体が他の主体の権限・活動領域に不当に介入しないことを意味します。ただし、相互の連携・協力を妨げるものではありません。

「不断の努力」(第 3 項) 特定の施策の完了をもって完結するものではなく、恒常的な取組姿勢を求める趣旨です。法的強制力を伴う義務ではなく、道義的・規範的な責務を示すものです。

(自治の基本原則)

第4条 村民は、積極的な村政への参画に努め、村議会及び村長等は、村民の村政への参画を推進することを原則とします。

2 村民は、村政に関する必要な情報の提供を受ける権利及び自ら請求して取得する権利を有することを原則とします。

3 村民、村議会及び村長等は、情報を共有するとともに、村議会及び村長等は、村民に対する説明責任及び応答責任を果たすことを原則とします。

4 村民、村議会及び村長等は、それぞれの知見及び能力を持ち寄り、互いの存在を尊重しながら役割及び責務を分担し、協働することを原則とします。

5 村民、村議会及び村長等は、先人が築き、継承してきた歴史及び文化並びに豊かな自然環境を活用しながら、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、地域の特性を尊重するものとし、村長等はその実現を支援することを原則とします。

6 村民、村議会及び村長等は、村民の多様な属性及び文化を尊重したまちづくりを進めることを原則とします。

【解 説】

本条は、自治の基本理念（第3条）を実現するための6つの基本原則を定める規定です。第1項は参画原則、第2項は情報権原則、第3項は情報共有・説明責任原則、第4項は協働原則、第5項は地域特性尊重原則、第6項は多様性尊重原則を定めます。各項が個別の権利義務を直接生じさせるものではなく、村政運営全体を貫く指針を示すものです。このため、各項を「原則とします」で統一しています。これらは、本条例の各章における具体的規定の解釈基準として機能します。

第1項について

参画原則を定めます。村民側には「積極的な参画に努める」という努力義務を、村議会及び村長等には「参画を推進する」という積極的義務を課しています。参画の具体的な手続は第5章（参画と協働）において規定されます。

第2項について

情報権原則を定めます。村民が村政に関する情報の提供を受ける権利及び自ら請求して取得する権利を有することを宣言しています。具体的な開示請求の手続は、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の定めるところによります。

第3項について

情報共有・説明責任原則を定めます。「説明責任」は政策の内容・経過・効果を村民に分かりやすく説明する義務を、「応答責任」は村民からの意見・質問・苦情等に対して誠実かつ速やかに回答する義務を指します。両者は相互補完的な関係にあり、説明責任が一方的な情報提供であるのに対し、応答責任は双方向的なコミュニケーションを含む点で異なります。

第4項について

協働原則を定めます。各主体がそれぞれの知見・能力を持ち寄り、役割・責務を分担しながら協働することを求めます。「互いの存在を尊重しながら」という文言は、第2条第7号の「協働」定義（対等な立場）と連動するものです。

第5項について

地域特性尊重原則を定めます。本村固有の歴史・文化・自然環境を活用しながら、誰もが暮らしやすい地域社会を実現することを求めます。

村長等には「その実現を支援する」という積極的義務が課されています。

第 6 項について

第 3 条第 2 項において「国籍、民族、言語、宗教又は文化その他の事由による差別が行われることなく、全ての人の人権が尊重される自治を推進する」ことを基本理念として定めており、本項はこの理念を基本原則として受けたものです。

特定の属性を有する方を優先的に取り扱う趣旨ではなく、年齢、性別、障がいの有無、家族の形態、居住歴その他の様々な背景を有するすべての村民が共存できるまちづくりを進めることを求めます。

【運用方針】

本条の 6 つの基本原則は、施策の立案・実施・評価の各段階において参照すべき判断基準として機能します。特に第 3 項の説明責任・応答責任については、政策の立案・実施・評価の各段階における情報公表の仕組みを整備し、村民からの意見・質問への対応状況を定期的に公表するものとします。

【用語解釈】

「参画」（第 1 項）単なる「参加」（情報提供を受け意見を述べること）を超え、政策の立案・実施・評価の各段階に主体的に関与することを意味します。第 5 章の「参加」との区別については、「参画」が理念的・包括的な関与を、「参加」が具体的な手続への関与を指すものと解釈します。

「説明責任」（第 3 項）政策の内容・経過・効果を村民に分かりやすく説明する義務を指します。一方向的な情報提供を含む概念です。

「応答責任」（第 3 項）村民からの意見・質問・苦情等に対して誠実かつ速やかに回答する義務を指します。双方向的なコミュニケーションを含む点で説明責任と異なります。

「地域の特性」（第 5 項）本村固有の自然環境（北アルプス、水資源等）、歴史・文化（民俗文化、伝統行事等）、産業構造（観光・農業等）及び人口構成（少子高齢化、移住者増加等）を総合した概念を指します。

第3章 各主体の権利、役割及び責務

(村民の権利)

第5条 村民は、自治の基本理念及び基本原則に基づき、村政に参画する権利を有します。

2 村民は、前条第2項に定める情報の開示を請求する権利を有します。

3 村民は、法令及び条例等の定めるところにより平等に行政サービスを受ける権利を有します。

【解 説】

本条は、村民が本条例上有する3つの権利（村政参画権・情報開示請求権・行政サービス受給権）を明確に定める規定です。これらは本条例が新たに創設する権利ではなく、地方自治法及び情報公開条例等の既存法令上の権利を本条例の文脈で確認・宣言するものです。

第1項について

第4条第1項の参画原則を権利として確認するものです。本権利は、特定の政策決定への参加を保障するものではなく、参画の機会が提供されることを請求する権利と解釈します。具体的な参画手続は第5章（参画と協働）において規定されます。

第2項について

第4条第2項に定める情報権原則を権利として確認するものです。具体的な開示請求の手続は、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の定めるところによります。

第3項について

「法令及び条例等の定めるところにより」という文言が重要です。本項は、法令・条例等の定める要件・手続に従った適正な行政サービスの提供を受けることを指し、全ての村民が同一の行政サービスを受ける権利を意味するものではありません。「平等に」とは、合理的な理由のない差別的取扱いを受けないことを意味します。

【運用方針】

本条の権利規定は確認的規定であり、各権利の具体的な内容・手続は、それぞれの根拠法令・条例等に従って運用します。特に外国籍住民の行政サービスへのアクセスに言語的・情動的障壁が生じないように、多言語対応の推進及び情報のアクセシビリティ向上を計画的に進めるものとします。

【用語解釈】

「村政に参画する権利」（第1項）参画の機会が提供されることを請求する権利を指します。特定の政策決定の結果に対して法的拘束力を及ぼす権利ではありません。

「平等に行政サービスを受ける権利」（第3項）合理的な理由のない差別的取扱いを受けないことを意味します。年齢・障がいの有無・経済的状況等に基づく合理的な区別（高齢者福祉サービス、障がい者支援等）は本項に反するものではありません。

(村民の責務)

第6条 村民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりの担い手として積極的に行動するよう努めるものとします。

2 村民は、互いの自由、人権及び人格を尊重し、自らの発言及び行動に責任を負うとともに、次世代に配慮し、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとします。

3 村民は、本村の行政サービスが法令及び条例等に基づき村民の負担によって支えられていることについて理解を深め、誠実にその経費を分担するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、村民が自治の主体として負う3つの責務（自治主体としての行動責務・相互尊重と次世代配慮の責務・費用負担理解の責務）を定める規定です。第5条（権利）と本条（責務）を対置することにより、自治の担い手としての村民の双方向的な関与を明確化する趣旨です。

第1項について

村民が自治の主体であることを自覚し、まちづくりの担い手として積極的に行動することを求めます。「努めるものとします」という文言は努力義務を定めるものであり、法的強制力を伴う義務ではありません。

第2項について

相互尊重と次世代配慮の責務を定めます。「次世代に配慮し」という文言は、現在の世代の行動が将来の世代に与える影響を考慮することを意味します。持続可能な社会の実現という観点から、短期的な利益のみを優先するのではなく、長期的な視点を持って行動することを求める趣旨です。

第3項について

本項は、村民の経費納付義務そのものを定める規定ではなく、行政サービスが村民の負担によって支えられていることについて理解を深めることを主眼とする規定です。また、地方税、使用料、手数料その他の負担については、地方税法、地方自治法、白馬村税条例その他の法令及び条例等において納付の義務及びその内容が定められており、その義務は本条例によって生ずるものではありません。さらに今後は、条例に基づく「協力金」など、任意の寄附や一定の受益者・利用者への協力を求める形も考えられます。

本項は、費用負担の法的義務を新たに創設するものではなく、法令・条例等に基づく既存の義務の履行を村民の責務として確認するものです。

【運用方針】

本条の責務規定は法的強制力を有しませんが、先人達が築いた歴史・文化を意識するよう第52条の普及啓発活動を通じて、村民の自治主体としての意識の醸成を図ります。第3項の費用負担理解については、財政情報の分かりやすい公表（第32条第2項）と連動させ、行政サービスのコストと村民負担の関係を明示する取組を推進するものとします。

【用語解釈】

「自治の主体であることを自覚し」（第1項）村民が行政サービスの受益者にとどまらず、地域の公共的役務を自らも担う主体であるという認識を持つことを意味します。

「**次世代に配慮し**」(第 2 項) 現在の世代の意思決定が将来の世代の生活環境・財政状況等に与える影響を考慮することを意味します。特定の年代を指すものではなく、現在の世代の次に続く全ての世代を指します。

「**誠実にその経費を分担するよう努める**」(第 3 項) 税金・使用料等の法令・条例等に基づく費用負担を誠実に履行することを意味します。新たな費用負担義務を創設するものではありません。

(こどもの権利等)

第7条 こども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。以下同じ。）は、一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有します。

2 こどもは、その年齢及び発達の程度に応じて、自らの意見を表明する権利及び地域社会に参画する権利を有するとともに、その意見が尊重されるものとします。

3 村民、事業者、村議会及び村長等並びに学校、保育所その他の関係機関は、こどもに関する施策その他こどもに関わる事項を行うに当たっては、こどもの最善の利益を優先して考慮するものとします。

4 村長等は、こども基本法その他の法令の定めるところにより、こどもの権利を保障するため必要な施策を推進しなければなりません。

【解 説】

本条は、こどもの権利及びこどもの権利保障に関する関係者の責務を定める規定です。こどもを権利の主体として明確に位置付けるとともに、「こどもの最善の利益」の優先考慮という国際的な原則を本村の自治の文脈に取り込むものです。

上位法令との関係においては、こども基本法（令和4年法律第77号）第3条（基本理念）の趣旨を受けた規定です。同条は「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（第4号）を基本理念として定めており、本条はこれを本村の自治基本条例として具体化するものです。

第1項について

こどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長し、幸福な生活を送る権利を有することを宣言します。こども基本法第1条に定める「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」の趣旨と整合します。

また、「こども」の定義を「こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。」としています。こども基本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない」と示されています。

第2項について

こどもの意見表明権及び地域社会への参画権を定めます。「その年齢及び発達の程度に応じて」という文言は、こども基本法第3条第3号と同趣旨であり、こどもの意見表明権・参画権は一律に保障されるものではなく、個々のこどもの年齢・発達段階に応じた適切な形で実現されることを意味します。

第3項について

こどもの最善の利益の優先考慮義務を定めます。義務主体は「村民、事業者、村議会及び村長等並びに学校、保育所その他の関係機関」と広く設定されています。本項は義務規定です。

第4項について

こどもの権利の保障について、こども基本法第5条は、地方公共団体が同法の基本理念にのっとりこども施策を策定し、及び実施する責務を有することを定めており、また児童福祉法（昭和22年法律第164号）第2条第3項は、国及び地方公共団体が児童の保護者

とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことを定めています。これらは、村長等が責務として負うものです。

【運用方針】

こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮することを基本として、こどもの意見表明権及び参画権を実質的に保障するため、こどもが政策立案につながる機会の確保に努めます。また、こどもに関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、こどもの視点を反映する仕組みの整備を進めるものとします。

【用語解釈】

「こども」（本条例共通）本条例では、『こども』の定義を「こども基本法第2条第1項に規定するこどもをいう。」としています。こども基本法における『こども』の定義は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない」と示されており、一律に18歳や20歳といった年齢で区切らないことで、個々人の状況に応じて必要なサポートを行っていくという趣旨が反映されています。本条例においても同様の趣旨で解釈します。

「こどもの最善の利益」（第3項）国連子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）第3条及びこども基本法第3条第4号に規定される概念です。「優先して考慮」とは、他の考慮事項を全て排除することではなく、こどもの利益を最も重要な考慮事項として位置付けることを意味します。

(高齢者の役割と権利)

第8条 高齢者は、長年の人生で培ってきた知識、経験及び能力を活用し、地域社会の発展に貢献するとともに、地域の歴史、文化及び生活の知恵を次世代へ継承する役割を担うものとします。

2 高齢者は、まちづくりの担い手として村政に参画する権利を有するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを持って地域生活を営む権利を有します。

3 村長等は、高齢者がその知識、経験及び能力をまちづくりに活用し、生きがいを持ってこれに参画することができるよう、多様な機会の創出及び必要な環境の整備に努めるものとします。

【解 説】

本条は、高齢者を支えられる側としてだけでなく、豊かな知識・経験・能力を持つ地域の担い手として位置付け、その役割と権利、村長等による環境づくりを定める規定です。高齢者が担う役割（第1項）、参画と安心して暮らす権利（第2項）、村長等の環境整備の努力義務（第3項）を定めています。

高齢者の年齢は、法令によって異なっています。高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）では65歳以上及び75歳以上を、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）では55歳以上を対象としており、老人福祉法（昭和38年法律第133号）においては年齢による定義が置かれておりません。

第8条は、給付の要件又は権利の制限を定める規定ではなく、高齢者の役割及び権利を確認的に定める規定です。このため、年齢による区分を設ける必要はありませんので、あえて定めていません。

第1項について

高齢者が地域社会の発展に貢献し、歴史・文化・生活の知恵を次世代へ継承する役割を担うことを定めます。「役割を担うものとします」という文言は、高齢者に対する期待・規範を示すものであり、法的強制力を伴う義務ではありません。

第2項について

高齢者の村政参画権及び安心して暮らす権利を定めます。高齢者が社会的孤立に陥ることなく、地域社会との関わりを持ちながら生活する権利と、そのための保障を意味します。具体的な保障の内容は、第42条（保健・医療・福祉の充実）及び関連する個別施策において実現されます。

第3項について

村長等が高齢者の参画機会の創出及び環境整備に努めることを定めます。本項の権利規定は高齢者に対する特別な優遇措置を義務付けるものではなく、高齢者が地域社会に参画する機会を不当に制限しないことを規定しています。

【運用方針】

村長等は、高齢者が長年にわたり培ってきた知識・経験・能力をまちづくりにいかすことができるよう、高齢者の参画機会が年齢を理由として不当に制限されることのない環境を整備するものとします。

高齢者が参画しやすい環境の整備に当たっては、高齢者の実情及び意向を踏まえ、参加の機会・方法・場所等について継続的に見直しを行い、改善を図るものとします。

第 42 条の保健・医療・福祉に関する施策と連動させ、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活を営むことができる環境の実現に向けて、関連部署が相互に連携して取り組むものとします。

【用語解釈】

「**高齢者**」（**各項共通**）本条例において年齢的定義は設けていません。一般的には 65 歳以上の者を指しますが、本条の適用においては、年齢による一律の区分にとらわれず、個人の状況に応じた柔軟な解釈を行います。

(行政区の役割)

第9条 行政区は、村長等と連携し、村政の円滑な運営への協力及び協働の推進を図るとともに、相互扶助の精神に基づき地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全で安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。

2 行政区は、村内に住所を有し、又は居住する者（以下この条及び次条において「住民等」といいます。）が加入しやすく、かつ、活動に参加しやすい環境づくりに努めるものとします。

【解 説】

本条は、行政区の役割（第1項）及び行政区の環境づくり義務（第2項）を定める規定です。行政区を地域自治の基礎的単位として位置付け、村長等との連携・協働の枠組みを明確化する趣旨です。

第1項について

行政区が村長等と連携し、地域福祉の向上及び安全で安心して暮らせるまちづくりに努めることを定めます。村長等による支援は、行政区の自主的な活動を側面から支えるものに限られ、行政区を村の行政執行の補助機関として位置付け、又はその活動を指揮・統制するものではありません。

第2項について

行政区が住民等の加入・参加しやすい環境づくりに努めることを定めます。住民等の生活様式や価値観、国籍等が多様化する中、それぞれの事情に応じて地域と関わることができるよう、情報提供や活動において工夫することが期待されます。例として、多言語対応、活動時間・場所の柔軟化、デジタル技術の活用等が考えられます。

【運用方針】

行政区は、住民等が主体となって活動する自治組織です。村長等は、行政区の自主性及び自律性を尊重しつつ、住民等が活動に参加しやすい環境を整備するための支援（第28条）を通じて、行政区活動の活性化を間接的に促進するものとします。

【用語解釈】

「住民等」（第2項）「村内に住所を有し、又は居住する者」と定義されます。第2条第1号アと同義ですが、本節の文脈において行政区との関係を明確にするために改めて定義するものです。第2条第1号イ（通勤・通学者）及び同号ウ（事業活動・公益活動者）は含まれません。また、住民等の定義は、行政区によって違いもあり、それを条例で否定するものではありません。

(行政区における住民等の役割)

第10条 住民等は、まちづくりの重要な担い手である行政区の役割を認識するとともに、自主的に行政区に加入し、地域活動に参加するよう努めるものとします。

2 住民等は、行政区の活動への参加を通じて、他の住民等との連帯を深めるとともに、地域が抱える課題を共有し、その解決に向けて継続的に取り組み、住みよい地域社会を維持し、及び発展させるよう努めるものとします。

3 住民等は、行政区の活動を通じて、新たな人材の育成に努めるとともに、誰もが参画しやすい組織体制の構築に努めるものとします。

【解説】

本条は、住民等が行政区活動において担うべき役割を定める規定です。行政区への自主的な加入と地域活動への参加（第1項）、地域課題の共有と解決への継続的取組（第2項）及び新たな人材の育成と参加しやすい組織づくり（第3項）を住民等の役割として位置付けます。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定であり、法的強制力を有しません。

第1項について

行政区は、地域における支え合いや住民同士のつながりを育むとともに、地域課題の解決に取り組む重要な役割を担っています。本項は、住民等がこうした行政区の役割を理解し、地域の一員として行政区との関わりを持つことを期待するものです。「自主的に」という文言には、個々の住民等が自らの意思や事情に応じて地域活動に関わるという考え方が込められています。

第2項について

地域課題の共有と解決への継続的取組を求めます。「継続的に取り組み」という文言は、一時的・断続的な取組ではなく、持続的な関与を求めるものです。

第3項について

人材育成と誰もが参画しやすい組織体制の構築を求めます。女性・若者・外国籍住民・障がい者等、従来の行政区活動に参加しにくかった属性の者が参画できる組織体制を指します。

【運用方針】

本条は、住民等が自治の担い手として行政区の活動に関わることについて、その役割と望ましい姿勢を示すものです。各項は、住民等に対する努力義務を定めるものであり、法的強制力を有しません。村長等は、住民等が本条の役割を果たしやすい環境を整備するための支援（第28条）を通じて、行政区活動の活性化を間接的に促進するものとします。

【用語解釈】

「誰もが参画しやすい組織体制」（第3項）女性・若者・外国籍住民・障がい者等、従来の行政区活動に参加しにくかった属性の者が参画できる組織体制を指します。特定の組織形態を義務付けるものではなく、包摂性の高い運営を求めるものです。

(事業者の役割と責務)

第 11 条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域との調和を図り、本村の持続的な発展に寄与するよう努めるものとします。

2 事業者は、自らの事業活動が本村の自然環境、景観その他の地域資源に支えられていることを認識し、その保全及び活用に努めるとともに、行政区その他の地域団体と協力し、事業活動の基盤となるまちづくりに積極的に参画するよう努めるものとします。

3 事業者は、本村の行政サービスが、村民及び他の事業者の適正な負担によって支えられていることについて理解を深めるとともに、自らも法令及び条例等の定めるところにより、誠実にその経費を分担するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、事業者が地域社会の構成員として担うべき役割と責務を定める規定です。社会的役割の認識（第 1 項）、行政区等との協調・協力、まちづくりへの積極的な参加を通じた自然環境・地域資源の保全（第 2 項）及び費用負担の理解と誠実な履行（第 3 項）を事業者の責務として明確化します。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定であり、法的強制力を有しません。

第 1 項について

事業者は、地域における雇用や経済活動を支えるだけでなく、地域社会の一員として、まちづくりに関わる重要な主体でもあります。本項は、事業者がこうした役割を認識し、事業活動を通じて地域社会との良好な関係を築きながら、本村の発展に関わっていくことを求めるものです。

第 2 項について

本村の自然環境や景観、歴史・文化等は、観光をはじめとする地域の様々な事業活動を支える重要な基盤となっています。これらを将来にわたって守り、地域の魅力としていかしていくためには、事業者自身が行政区や地域団体と協力し、環境保全や景観の維持、地域活動などに主体的に関わることが重要です。本項は、事業者を地域資源の保全・活用やまちづくりの担い手の一員として位置付け、その積極的な参画を期待するものです。

第 3 項について

本項は、第 6 条第 3 項（村民の費用負担責務）と同趣旨であり、事業者の経費納付義務そのものを定める規定ではなく、行政サービスが事業者の負担によって支えられていることについて理解を深めることを主眼とする規定です。また、地方税、使用料、手数料その他の負担については、地方税法、地方自治法、白馬村税条例その他の法令及び条例等において納付の義務及びその内容が定められており、その義務は本条例によって生ずるものではありません。さらに今後は、条例に基づく「協力金」など、任意の寄附や一定の受益者・利用者への協力を求める形も考えられます。

【運用方針】

本条の責務規定は努力義務であり、直接的な法的強制力を有しません。第 7 章・第 10 章において規定される施策の実施に際しては、本条の趣旨を踏まえ、事業者に対して積極的な協力を求めます。事業者への周知については、第 52 条の普及啓発活動と連動して実施するものとします。

【用語解釈】

「**地域との調和を図り**」(第 1 項) 事業活動が地域の自然環境・景観・生活環境・地域コミュニティに与える影響に配慮し、地域社会と共存することを意味します。事業活動の停止・縮小を義務付けるものではありません。

「**地域資源**」(第 2 項) 本村の自然環境、景観、歴史、文化、産業基盤等、事業活動の基盤となる地域固有の資源の総称を指します。特定の資源に限定されるものではありません。

(村議会の役割と責務)

第 12 条 村議会は、村政における最高意思決定機関として、白馬村議会基本条例（平成 29 年白馬村条例第 1 号）に基づき、村民の意思を基礎として、公平かつ公正に政策等を決定するとともに、村政に対する監視及び評価機能を十分に果たし、適正な執行を確保するものとします。

2 村議会は、議会活動に関する情報を村民と共有するとともに、村民の意思の把握に努め、公共の福祉の増進を図るため、政策立案及び政策提言を行わなければなりません。

【解 説】

本条は、村議会の役割と責務を定める規定です。村議会を「村政における最高意思決定機関」として位置付け、政策決定・監視評価機能（第 1 項）及び情報共有・政策立案機能（第 2 項）を明確化します。

上位法令との関係においては、地方自治法 第 96 条（議会の議決事件）に基づく議会の権限を確認するとともに、その行使に当たっての基本的姿勢を定めています。また、本条の規定については、議会運営の最高規範である白馬村議会基本条例（平成 29 年白馬村条例第 1 号）に基づいて執行されます。

第 1 項について

本項は、村議会が最高意思決定機関として、村民の意思を基礎に公平かつ公正に政策等を決定するとともに、村政を監視・評価し、適正な執行を確保することを定めるものです。

第 2 項について

本項は、村議会が議会活動の情報を村民と共有し、村民の意思の把握に努め、公共の福祉の増進のために政策立案及び政策提言を行わなければならないことを定めるものです。また、本項は「行わなければなりません」という義務規定です。

【運用方針】

本条は議会の自律性に関わる規定で、具体的な議会活動は議会基本条例等に基づき行われます。執行機関としては、議会への情報提供の充実、議会との政策協議の場の確保等を通じて、議会活動を支援するものとします。

【用語解釈】

「最高意思決定機関」（第 1 項） 条例制定・予算議決等の議決事件における最終的な決定権が議会に帰属することを意味します。行政執行権を有する長の権限を否定するものではなく、二元代表制の枠組みの中での位置付けです。

「政策立案及び政策提言」（第 2 項） 議員提案条例の制定、政策提言書の提出等、議会が主体的に政策形成に関与する活動を指します。執行機関の提案に対する審議・議決にとどまらない、議会の主体的な政策形成活動を意味します。

(議員の責務)

第13条 議員は、議会の責務を認識し、高い倫理観及び品位を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、村民全体の代表者として、村民の生活の向上及び福祉の増進のために活動し、討議しなければなりません。

【解説】

本条は、議員個人の責務を定める規定です。倫理・品位の保持と公正・誠実な職務遂行（第1項）及び村民全体の代表者としての活動義務（第2項）を明確化します。各項とも「しなければなりません」という義務規定です。

第1項について

本項は、議員が議会の責務を認識し、高い倫理観と品位を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めるものです。具体的な行動規範については、白馬村議会基本条例及び議会が別途定める倫理規程等において規定されます。本条例が直接的に倫理規範の内容を定めるものではありません。

第2項について

「村民全体の代表者」という文言は、特定の地域・団体・支持者の利益のみを代表するのではなく、村民全体の利益のために活動することを意味します。

【運用方針】

本条は議会の内部規律に関する規定であり、その実効性の確保は議会の自律的な取組に委ねられます。執行機関としては、本条の趣旨を踏まえ、議会との信頼関係の構築に努めるものとします。

【用語解釈】

「高い倫理観及び品位」（第1項）公職にある者として求められる道義的水準を指します。具体的な内容は、白馬村議会基本条例及び議会が別途定める倫理規程等において規定されます。

(村長の責務)

- 第14条 村長は、本村を統轄し、代表して、自治の基本理念及び基本原則の実現に向けて、公正かつ誠実に村政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとします。
- 2 村長は、村政運営に必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画その他の計画の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとします。
- 3 村長は、職員を適切に指揮監督し、村民の意向及び政策課題に的確に対応できる知識及び能力を有する人材の育成を図り、効率的な組織体制を整備しなければなりません。
- 4 村長は、中長期的な視点に立ち、常に経営感覚を持ち、健全な村政運営に努めるものとします。
- 5 村長は、村政に関する情報を分かりやすく提供するように努めるとともに、村民との意見交換の場を設けるなど、村民の意見を把握し、村政に反映させるよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、村の代表者である村長の責務を定める規定です。地方自治法第147条が定める、長が団体を統轄・代表するという規定を前提に、公正・誠実な村政運営（第1項）、計画の策定と政策の立案・実施・評価（第2項）、職員の指揮監督と組織整備（第3項）、健全な村政運営（第4項）、情報提供と村民意見の反映（第5項）を村長の責務として明確化します。

第1項について

地方自治法第147条（長の統轄代表権）に基づく権限を確認するとともに、自治の基本理念・基本原則の実現に向けた公正・誠実な村政運営を求める義務的規定です。

第2項について

財源確保の努力義務及び総合計画等の策定・実施・評価の義務を定めます。「評価を行うものとします」という文言は、政策の実施後にその成果や課題を検証し、その結果を今後の政策の立案や改善につなげるなど、計画的かつ継続的に村政運営を行うことを求めるものです（第33条と連動）。

第3項について

本項は、村長が職員を適切に指揮監督し、村民の意向や政策課題に的確に対応できる人材を育成し、効率的な組織体制を整備しなければならないことを定めるものです。

第4項について

将来にわたって安定した行政サービスを提供し、持続可能な村政を実現するためには、短期的な成果だけでなく、中長期的な視点から政策や施策の方向性を考えることが重要です。本項は、限られた財源や人的資源を有効に活用し、社会情勢や行政需要の変化を見据えながら、健全かつ持続可能な村政運営を行うことを求めるものです。

第5項について

情報提供及び村民意見の把握・反映の努力義務を定めます。「村民との意見交換の場を設けるなど」という文言は例示であり、タウンミーティング、地区別懇談会、オンライン意見交換等の多様な形式を活用し、特定の属性の村民に偏らない意見把握を行うことが求められます。

【運用方針】

村長は、中長期的な財政見通しや人口動態、社会経済情勢の変化等を踏まえ、将来の村の姿を見据え、村民の意見も踏まえて村政運営を行います。施策の実施に当たっては、限られた財源や人的資源を有効に活用し、必要性、効果、持続可能性等を総合的に勘案して、施策の優先順位や実施方法を判断します。また、既存の施策についても、その成果や社会情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行い、健全で持続可能な村政運営につなげるものとします。

【用語解釈】

「統轄し、代表して」（第 1 項）地方自治法第 147 条（長の統轄代表権）に基づく権限を指します。村の事務全般を統括し、対外的に村を代表する権限を意味します。

「経営感覚」（第 4 項）費用対効果・持続可能性・リスク管理等の経営的視点を持って意思決定を行うことを意味します。公共の利益の実現を前提とした効率的・効果的な行政運営を指し、民間企業の経営手法をそのまま適用することを求めるものではありません。

(他の執行機関の責務)

第 15 条 村長を除く執行機関は、その職務の性質に応じ、前条に定める村長の責務に準じた責務を負い、村長及び他の執行機関と協力して村政の運営に当たらなければなりません。

【解 説】

本条は、村長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）の責務を定める規定です。これらは地方自治法第 180 条の 5 に基づき置かれる委員会・委員であり、その職務の独立性を踏まえつつ、それぞれの職務の性質に応じて、第 14 条（村長の責務）に準じた責務を負うことを明確化するとともに、村長及び他の執行機関との協力義務を定めます。

「その職務の性質に応じ」という文言が重要です。各執行機関の権限・職務の範囲において、第 14 条の各項の趣旨を適用することを意味します。例えば、監査委員については独立性・中立性の確保が職務の性質上不可欠であり、村長との「協力」は監査の独立性を損なわない範囲において行われます。「しなければなりません」という義務規定です。

【運用方針】

各執行機関は、本条の趣旨に基づき、村長部局との定期的な情報共有・政策協議の場を設けます。ただし、各機関の独立性・中立性は厳格に確保するものとし、村長が他の執行機関の権限行使に介入することは許されません。

【用語解釈】

「準じた責務」第 14 条の規定を機械的に適用するのではなく、各機関の権限・職務の性質に照らして合理的に解釈・適用することを意味します。

(職員の責務)

- 第 16 条 職員は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、村民の視点に立ち、高い倫理観を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
- 2 職員は、村民との信頼関係を構築することに努めるものとします。
- 3 職員は、社会情勢及び村民の意向に的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に努めるものとします。
- 4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に村民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、職員個人の責務を定める規定です。公正・誠実な職務遂行（第 1 項）、村民との信頼関係構築（第 2 項）、知識・能力の向上（第 3 項）及び地域社会の一員としての自覚（第 4 項）を職員の責務として明確化します。

第 1 項について

職員がこの条例の基本理念及び基本原則に基づき、村民の視点に立ち、高い倫理観を保ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めます。地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び白馬村職員服務規程（平成 17 年白馬村訓令第 2 号）等の既存規定を補完し、自治基本条例の文脈における職員の行動規範を示すものです。本項は「しなければなりません」という義務規定です。

第 2 項について

日常の業務遂行を通じて、村民が行政を信頼できる関係を築くことを求める努力義務規定です。

第 3 項について

職員が社会情勢の変化及び村民の意向に的確に対応するため、広く知識を習得し、継続的な自己研鑽を求める努力義務規定です。

第 4 項について

職員自身も地域社会の一員であることを自覚し、積極的に村民と連携してまちづくりに取り組むよう努めることを定める努力義務規定です。

【運用方針】

本条の趣旨を踏まえ、職員研修において本条例の内容及び自治の理念に関する教育を実施します。人事評価において村民との信頼関係の構築を適切に評価する仕組みの整備を検討するものとします。

【用語解釈】

「村民の視点に立ち」（第 1 項） 行政の論理・慣行ではなく、村民の立場・視点から職務を遂行することを意味します。窓口対応における分かりやすい説明、村民の利便性を重視した手続設計等を含みます。

「地域社会の一員であることを自覚し」（第 4 項） 職員が職務外においても地域活動に参加し、地域との関わりを持つことを奨励する趣旨です。私的な地域活動への参加を強制するものではありません。

(公益通報)

第 17 条 職員は、職務の執行において公正な村政を妨げ、又は村政に対する村民の信頼を損なう行為により、公益に反するおそれのある事実を知った場合は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の定めるところにより、当該事実を速やかに通報することができます。

【解 説】

本条は、職員による公益通報の権利を確認する規定です。公正な村政を妨げ、又は村民の信頼を損なう行為に係る事実を知った職員が、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 11 条の定めるところにより通報できることを明示します。

上位法令との関係においては、公益通報者保護法第 11 条第 2 項が「事業者は、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により（中略）法令の規定の遵守を図るため、（中略）適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならない」と定めており、本条はその趣旨を受けた規定です。なお、同条第 3 項により、常時使用する労働者が 300 人以下の事業者については、体制整備は努力義務とされていますが、本村においても体制整備に積極的に取り組みます（第 36 条第 2 項参照）。

「通報することができます」という文言は、通報が権利であり義務ではないことを示します。ただし、公益通報者保護法の定める要件（通報先・通報内容・通報方法等）を満たす場合に限り、同法による保護を受けることができます。

本条（職員の通報権）と第 36 条（体制整備・不利益取扱い禁止）は相互補完的な関係にあります。

【運用方針】

本条は第 36 条（法令遵守及び公益通報）と相互補完的な関係にあり、両条を一体的に運用するものとします。

職員が公益通報者保護法の定める要件を満たす通報を行った場合に適切に対応できるよう、受付から調査・是正に至る一連の対応体制を整備するとともに、通報者の秘密保持を徹底するものとします。また、通報を行った職員に対して不利益な取扱いが生じることのないよう、組織内における周知及び意識の徹底を図ることを原則とします。

【用語解釈】

「公益に反するおそれのある事実」公益通報者保護法第 2 条第 3 項に定める「通報対象事実」（法令違反等）に該当する事実を指します。単なる職場内の不満・意見の相違は含まれません。

第4章 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第18条 村長等は、公正で開かれた村政を推進するため、村民の知る権利を保障し、村政に関する情報は、原則として公開しなければなりません。この場合において、村民が村政に関する情報の開示を請求する権利については、白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）の定めるところによります。

2 村長等は、保有する情報を適正に管理するとともに、村民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとします。

3 村長等は、前項の規定による情報の提供に当たっては、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で行うものとします。

4 村民は、自らの活動内容に係る情報を村長等と共有するよう努めるものとします。

【解説】

本条は、開かれた村政を進めるため、村民の知る権利を保障し、村政の情報を原則として公開することを定める規定です。情報の原則公開と開示請求権（第1項）、情報の適正管理と積極的な提供（第2項）、分かりやすい提供方法（第3項）、村民による情報共有（第4項）を定めています。情報公開は、村民が村政に参加し行政をチェックするための前提となる重要な仕組みであり、開示請求の具体的手続は白馬村情報公開条例（平成12年白馬村条例第1号）によることとしています。

第1項について

「原則として公開しなければなりません」という義務規定です。本項は、村民の知る権利を保障し、村政の情報を原則として公開することを定めるとともに、本条第1項後段の開示を請求する権利については、白馬村情報公開条例によることを明示するものです。また、白馬村情報公開条例では、公開の対象を「公文書」に限定しています。

第2項について

本項は、村長等が保有する情報を適正に管理し、村民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供することを定めるものです。

第3項について

情報提供の方法として、「誰もがひと目で分かり、できるだけ分かりやすく、最も適切な媒体を通じて、簡単に入手できる方法」で行うことを目指します。専門用語を減らして簡単な言葉を使い、外国語への対応や、紙とデジタルの併用で情報を届けます。新たに、白馬村情報公開条例では電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付を行います。

第4項について

村民が、自分の活動の情報を村長等へ伝えることを強制するものではありません。あくまでも、自発的な協力を任意でお願いする努力義務規定です。

【運用方針】

第2項・第3項の積極的情報提供義務を実現するため、村長等は村民からの請求を待つことなく、保有する情報を自発的かつ継続的に提供します。情報の提供に当たっては、受け手である村民が実際に活用できる形となるよう、内容の分かりやすさ及び入手手段の多様性を常に確保し、最も適切な媒体を通じて提供するものとします。

ウェブサイトの充実、専門用語を避けたやさしい日本語による情報提供の推進、情報公開のデジタル化の推進、デジタル機器が苦手な人に配慮し、紙媒体の継続など情報格差対策を計画的に進めるものとします。また、保有情報の適正管理については、情報管理に関する内部規程の整備・更新を継続的に行います。

【用語解釈】

「原則として公開」（第 1 項）情報公開が原則であり、非公開は例外であることを意味します。非公開とすることができる情報の範囲は、白馬村情報公開条例の定める非公開情報に限定されます。「原則として」という文言は、非公開情報の存在を前提とするものです。

「積極的かつ効果的に提供する」（第 2 項）村民からの請求を待つことなく、村長等が自発的に情報を提供することを意味します。「効果的に」とは、情報の受け手である村民が実際に活用できる形での提供を意味します。形式的な公表にとどまらない、実質的な情報提供を求めるものです。

(説明責任)

第 19 条 村長等は、村政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、政策及び計画の立案、実施、評価及び改善の各段階において、その経過、内容及び効果その他の事項を村民に分かりやすく説明する責務を負うものとします。

【解 説】

本条は、村長等の説明責任を定める規定です。政策・計画の立案・実施・評価・改善の各段階において、その経過・内容・効果を村民に分かりやすく説明する責務を明確化します。結果だけではなく、決定までの過程についても説明することを求める点に特徴があり、村政運営の公正の確保と透明性の向上を図るものです。

【運用方針】

村長等は、政策及び計画の立案・実施・評価・改善の各段階において、その経過・内容・効果を村民に対して継続的かつ分かりやすく説明することを原則とします。説明は、政策の完了後に事後的に行うものではなく、各段階において適時に行うことが求められます。

全職員が常に住民目線で情報発信することを心がけるとともに、説明の方法及び手段については、対象となる政策・計画の内容及び性質に応じて適切に選択するものとし、村民が政策の経緯及び判断の根拠を理解できる水準の情報を提供するものとします。

【用語解釈】

「その他の事項」費用・財源、代替案の検討状況、リスク評価等を含みます。例示列举ではなく、村民が政策・計画を理解するために必要な事項を広く含む趣旨です。

(個人情報の保護)

第 20 条 村長等は、個人の人格を尊重し、その権利利益を保護するため、村長等が保有する個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び白馬村個人情報保護法施行条例（令和 5 年白馬村条例第 1 号）の規定により、適切に保護しなければなりません。

【解 説】

本条は、村長等が保有する個人情報の適切な保護を定める規定です。個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び白馬村個人情報保護法施行条例（令和 5 年白馬村条例第 1 号）に基づく村民一人ひとりの人格を尊重し、その権利利益の保護義務を確認するものです。「しなければなりません」という義務規定です。

令和 3 年改正（令和 4 年 4 月施行）により、地方公共団体の個人情報保護は個人情報保護法に一元化されました。本条は、この法改正を踏まえ、本村における個人情報保護の基本姿勢を宣言するものです。

本条は第 18 条（情報の公開）と表裏の関係にあります。情報公開の推進と個人情報保護の確保を両立させることが求められます。

【運用方針】

個人情報保護法及び施行条例の規定に基づき、個人情報取扱いに関する内部規程の整備・更新、職員研修の実施、情報セキュリティ対策の強化を継続的に進めるものとします。ここでいう内部規程とは、白馬村特定個人情報の取扱いに関する管理規程：マイナンバー（特定個人情報）の適切な管理や情報漏えい防止について定めた規程、白馬村情報セキュリティポリシー：村の情報化施策において情報資産の保護（セキュリティ対策）を徹底するために定められている基本方針等が当たります。

【用語解釈】

「**個人情報**」個人情報保護法第 2 条第 1 項に定める「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を指します。

「**権利利益を保護する**」個人情報の漏えい・滅失・毀損の防止のみならず、個人情報の不適正な利用・提供の防止、本人の開示・訂正・利用停止請求への適切な対応を含みます。

第5章 参画と協働

(参加の推進)

第21条 村長等は、村民が村政に参加する多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境の整備の推進に努めるものとします。

【解説】

本条は、村長等が、村民が村政に参加する多様な機会を提供するとともに、参加しやすい環境の整備を推進するよう努めることを定める規定です。特定の参加形式を義務付けるものではなく、村民が参加しやすい環境を整備することを求めるものです。

村民の意見を広く聴き、対話を重ねることは、地域の信頼関係を築き、実効性のある政策を進めるために極めて重要です。形だけの意見聴取にとどまらず、本音を引き出し、事業や計画へ適切に反映させる視点が求められます。

本条は、参加に関する規定全体の入口となる総則的な規定であり、続く各条で参加の具体的な方法が定められます。

【運用方針】

村長等は、村民が村政に参加する機会が特定の属性や層に偏ることなく、多様な村民が実質的に参加できる環境を継続的に整備するものとします。

参加機会の提供に当たっては、参加の手法、開催の時期・場所・方法等について、村民の属性及び参加しやすさの観点から不断に見直しを行い、改善を図るものとします。

【用語解釈】

「多様な機会」第22条に例示されるアンケート・意見交換会・ワークショップ・公募委員・パブリックコメント等の手法を指します。特定の手法に限定されるものではありません。

「参加しやすい環境の整備」開催時間・場所の工夫、多言語対応、オンライン参加の導入、障がい者への配慮等、物理的・心理的・言語的障壁を低減する取組を指します。

(参加のための環境づくり)

第22条 村長等は、政策及び計画の立案、実施及び評価の各段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、アンケートの実施、意見交換会又はワークショップの開催、審議会における委員の公募、意見公募手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）その他の適切な方法により、村民参加の機会を設けるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の規定により村民から提出された意見及び提案を村政に反映させるよう努めるとともに、その結果を村民に公表するものとします。

【解 説】

本条は、村民参加の具体的な手法及び意見・提案の反映・公表義務を定める規定です。政策・計画の立案・実施・評価の各段階における参加機会の設定を求めるとともに、参加の結果の公表を義務付けます。

第1項について

村民参加は、村民の意見を村政に取り入れるだけでなく、政策や計画に対する理解を深め、村民と村長等が課題や目指す方向を共有する機会にもなります。本項は、政策及び計画の立案、実施及び評価の各段階において、内容や性質に応じた参加の機会を設けることを定めるものです。

第2項について

提出された意見・提案の概要及びそれに対する村の考え方（採用・不採用の理由を含む）を公表することが求められます。採用しなかった意見についても、その理由を明示することが求められます。このため「公表するものとします」という義務的規定です。

【運用方針】

村長等は、政策・計画の策定プロセスにおいて、村民が実質的に関与できる段階から参加機会を設けるものとします。参加の手法については、対象となる政策・計画の内容及び性質に応じて適切に選択するものとします。

第2項の意見・提案の反映及び公表については、提出された意見ごとに村の考え方を明示し、採用・不採用の決定及びその理由を村民が確認できる形で公表するものとします。公表の時期については、条例・計画の策定・変更と同時に行うものとします。

【用語解釈】

「適時に」（第1項）政策・計画の内容が固まった後ではなく、村民の意見が実質的に反映できる段階において参加機会を設けることを意味します。形式的な意見聴取にとどまらない実質的な参加を確保する趣旨です。

(審議会等の委員の公募)

第23条 村長等は、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）その他の条例の規定により設置する附属機関又はこれに類する機関の委員の選任に当たっては、村民の多様な意見を反映させるため、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるものとします。

2 村長等は、前項の公募を行うときは、選考基準及びその結果を公表するものとします。この場合において、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めるものとします。ただし、個人情報の保護その他正当な理由があるときは、公表する内容の一部を除くことができます。

【解説】

本条は、附属機関等の委員選任における公募制の推進及び選考過程の透明化を定める規定です。各項とも努力義務規定です。

第1項について

審議会等に村民の幅広い意見を取り入れ、政策形成に多様な視点を反映させるため、公募による委員を含めるよう努めることを定めます。公募は、村民が村政に参加する機会を広げるとともに、これまで審議会等に参加する機会の少なかった村民の意見を取り入れることにもつながります。なお、委員の選任に当たっては、専門的な知識や関係する立場からの意見が必要となる場合もあるため、機関の目的や審議内容に応じた委員構成とすることが重要です。

第2項について

選考基準の公表及び選考過程の透明性・客観性の確保を求めます。選考基準は、各附属機関の設置目的・審議内容を踏まえて設定される応募資格・選考方法等を指します。

本項では、選考基準及びその結果の公表を義務として規定いたします。なお、応募者が少数である場合など、公表により応募された方が特定されるおそれがある場合に備え、個人情報の保護その他正当な理由があるときは公表する内容の一部を除くことができるものとします。

【運用方針】

各附属機関における公募委員の割合については、各附属機関の性格・目的に応じて合理的に設定し、段階的に公募制の拡大を図ることを原則とします。公募に際しては、多様な属性を持つ村民が応募しやすい形での周知を行うものとします。

選考基準については、各附属機関の設置目的・審議内容を踏まえて明確化し、公募の実施前に公表します。選考結果については、選考基準に基づき決定した結果を公表するものとします。

【用語解釈】

「附属機関又はこれに類する機関」（第1項）白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置される審議会・委員会等を指します。「これに類する機関」には、条例によらず規則・要綱等に基づき設置される懇談会・検討会等を含みます。

「定数の一部」（第1項）全委員を公募とすることは求めています。専門的知見を要する委員、関係団体を代表する委員等については、公募によらない選任が認められます。

「一部」の具体的な割合については、各附属機関の性格・目的に応じて合理的に設定します。

(パブリックコメント手続)

第 24 条 村長等は、協働のまちづくり及び開かれた村政を実現するため、重要な条例若しくは総合計画その他の重要な計画の策定又は変更に当たっては、パブリックコメント手続を実施するものとします。

2 村長等は、パブリックコメント手続により提出された村民の意見を十分に考慮して条例若しくは計画を策定し、又は変更するとともに、その結果を村民に公表するものとします。

3 パブリックコメント手続に関し必要な事項は、白馬村パブリックコメント手続条例（令和 8 年白馬村条例第 29 号）で定めます。

【解 説】

本条は、重要な条例・計画の策定・変更に際してのパブリックコメント手続の実施義務及び意見の考慮・公表義務を定める規定です。

上位法令との関係においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 1 条が「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」と定めており、本条はこの趣旨を自主的に取り入れ、地方公共団体として自律的にパブリックコメント手続を制度化するものです。なお、行政手続法は地方公共団体の機関が行う処分・行政指導・届出に直接適用されるものではなく（同法第 3 条第 3 項）、地方公共団体は同法の趣旨にのっとり独自の行政手続条例を制定することとされています（同法第 46 条）。

第 1 項について

重要な条例や計画の策定・変更に当たり、広く村民から意見を募る機会を確保するため、パブリックコメント手続を実施することを定めます。パブリックコメントは、政策等の内容を広く周知し、その形成過程に村民が意見を提出できる機会を設けることで、村政の透明性を高めるとともに、より適切な政策形成につなげることを目的としています。

第 2 項について

パブリックコメントを、意見を募集して終わる手続ではなく、村民から寄せられた意見を政策形成に生かすための仕組みとして位置付けるものです。提出された意見を踏まえて内容を検討し、その結果を公表することで、村民と村長等との間で政策形成の過程を共有し、村政に対する理解と信頼を高めることを目的としています。

第 3 項について

白馬村パブリックコメント手続条例への委任規定です。本条の施行にあわせて白馬村パブリックコメント手続条例を施行します。

【運用方針】

白馬村パブリックコメント手続条例については、本条例とあわせて制定します。条例の施行までの間は、既存の運用基準（白馬村パブリックコメント手続に関する指針）に基づきパブリックコメントを実施します。意見募集期間については、行政手続法第 39 条を参考に、原則として 30 日以上を確保します。

【用語解釈】

「**重要な条例若しくは総合計画その他の重要な計画**」(第 1 項)「**重要な条例**」及び「**重要な計画**」の範囲については、白馬村パブリックコメント手続条例において具体的に定めます。一般的には、村民の権利義務に直接関係する条例、村政の基本方針を定める計画等が該当します。

「**十分に考慮して**」(第 2 項) 提出された意見を形式的に参照するにとどまらず、その内容を実質的に検討した上で、採用・不採用の判断を行うことを意味します。採用しない場合も、その理由を明示することが求められます。

(意見等への対応)

第 25 条 村長等は、村民その他の関係者から意見、提言、質問、要望及び苦情（以下「意見等」といいます。）があったときは、誠実に対応し、その結果を速やかに応答しなければなりません。

2 村長等は、意見等のうち苦情に係るものについて、その原因を究明し、再発防止その他の適正な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 村長等は、意見等への対応状況を整理し、これを公表するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、村民などから寄せられた意見・提言・質問・要望・苦情に対し、村長等が誠実に対応することを定める規定です。誠実な対応と速やかな応答（第 1 項）、苦情の原因究明と再発防止（第 2 項）、対応状況の公表（第 3 項）を定めています。

第 1 項について

「応答しなければなりません」という義務規定です。「速やかに」の具体的な期間については、対象となる意見等の内容及び性質に応じて合理的に判断するものとします。

第 2 項について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づく審査請求とは異なり、本条の苦情対応は行政の自主的な改善を目的とするものです。審査請求が行政庁の処分等に対する法的な不服申立て手続であるのに対し、本条の苦情はそのような法的手続によらない村民からの申出を広く含む概念として解釈します。

第 3 項について

対応状況の整理・公表により、行政の透明性及び説明責任の確保を図るという努力義務規定です。

第 1 項に定める「意見等」には苦情が含まれ、特定の個人に関する事項、申立てをされた方又は第三者が特定されるおそれのある事項、事実関係の確認が完了していない事項などが含まれる場合があります。これらを一律に公表することは、個人情報の保護に関する法律及び白馬村個人情報保護法施行条例に基づく適切な保護との調整が困難となるほか、申立てをされた方が不利益を懸念して相談をためらうこととなり、かえって第 1 項の趣旨を損なうおそれがあります。したがって、運用に当たっては、個人が特定されない形で意見等の概要及び対応状況を取りまとめ、公表するよう努めてまいります。

【運用方針】

村民等から意見等が寄せられた場合は、その内容及び性質にかかわらず誠実に対応し、結果を速やかに応答するものとします。

苦情については、個別の対応にとどまらず、その原因を組織的に把握し、再発防止に向けた改善につなげる姿勢を徹底するものとします。

意見等への対応状況については、個人情報の保護に十分配慮した上で、定期的に整理して公表するものとします。

【用語解釈】

「速やかに」（第 1 項）合理的な期間内に回答することを意味します。具体的な期間については、関連規定において定めます。

「苦情」(第 2 項) 行政サービスの提供における不満・不服を指します。審査請求(行政不服審査法に基づくもの)とは異なり、本条の苦情対応は行政の自主的な改善を目的とするものです。

(住民投票)

第 26 条 村長又は村議会は、村の特に重要な政策に関する事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができるものとします。ただし、法令の規定により処理すべき事項その他住民投票になじまない事項については、この限りではありません。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。

3 村議会及び村長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

【解 説】

住民投票の実施根拠及び手続を定める規定です。

地方自治法第 74 条以下に定める直接請求制度（条例の制定・改廃請求、議会の解散請求等）とは別に、本条は自治基本条例に基づく自主的な住民投票制度を設けるものです。本条に基づく住民投票は、地方自治法第 76 条等に定める法定の住民投票とは異なり、その結果は法的拘束力を有しません。

第 1 項について

「実施することができるものとします」という任意的規定です。住民投票は、住民の意思を直接確認することが適当な場合に、その意思を村政に反映するための重要な住民参加の手法の一つです。本項は、村の将来に大きな影響を及ぼす政策について、村長又は村議会が住民投票を実施することができることを定めるものです。住民投票の実施に当たっては、通常の村民参加の手法による意見把握だけでは十分に住民の意思を確認することが難しい場合など、その必要性を十分に検討することが重要です。

第 2 項について

住民投票の実施に際しては、投票資格者、投票方法、開票手続、結果の効力等を定める個別条例を制定することを義務付けるものです。

第 3 項について

住民投票は、住民の意思を直接確認する制度であることから、その結果を村政における重要な判断材料として受け止めることが求められます。本項は、村議会及び村長が住民投票の結果を踏まえて政策判断を行い、その判断に至った考え方を村民に分かりやすく説明することを求めるものです。

【運用方針】

住民投票の実施に際しては、第 2 項に基づき、投票資格者、投票方法、開票手続、結果の効力等を定める個別条例を制定します。住民投票の結果は法的拘束力を有しませんが、第 3 項の尊重義務に基づき、結果を踏まえた政策決定の経緯を村民に説明する責任を負います。

【用語解釈】

「村の特に重要な政策に関する事項」（第 1 項）「特に重要な」という限定は、住民投票の対象を軽微な行政事項に広げることを防ぐ趣旨です。村の将来に重大な影響を与える施策（重要施設の設置・廃止、合併等）が該当します。

「住民投票になじまない事項」（第 1 項ただし書）法令の規定により処理すべき事項（国の法定受託事務等）、個人の権利に直接関わる事項、少数者の権利保護に関わる事項等が含まれます。具体的な範囲については、個別条例において明確化します。

「**尊重するものとします**」(第3項) 法的拘束力はありませんが、政治的・道義的に結果を尊重する義務を定めるものです。尊重の具体的な内容は、住民投票の実施ごとに定める条例において明確化します。

(協働の推進)

第27条 村民、村議会及び村長等は、各主体の自主性を尊重しながら、地域課題の解決及び住民福祉の増進を図るため、相互に連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

2 村長等は、村民との協働による自治を推進するため、情報の提供、活動の場の確保その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、協働の推進を各主体の義務として定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

第1項について

地域課題が複雑化・多様化する中で、行政だけで課題の全てに対応することは難しく、村民、村議会及び村長等がそれぞれの知識や経験、資源を生かしながら取り組むことが重要です。本項は、各主体がそれぞれの立場や役割をいかして連携し、まちづくりに取り組むことを定めるものです。

第2項について

村長等が村民との協働を推進するための具体的支援義務を定めます。協働を継続的に進めるためには、村民がまちづくりに取り組みやすい環境を整えることが重要です。本項は、村長等が情報や活動の場を提供するなど、村民の活動を支えるための環境整備を行うことを定めるものです。支援に当たっては、村民の自主的な活動を尊重し、その活動を行政が一方的に主導することのないよう配慮することが重要です。

【運用方針】

村民、地域団体、事業者等が、それぞれの知識や経験、特性をいかして主体的にまちづくりに関わるとともに、互いの理解を深め、対話を重ねながら、協働による取組を継続的に発展させていきます。

【用語解釈】

「各主体の自主性を尊重しながら」(第1項) 協働が一方の主体による指揮・命令の関係ではなく、各主体が自律的に判断・行動しながら共通の目標に向けて連携する関係であることを意味します。

「活動の場の確保」(第2項) 村民が協働活動を行うための物理的な場(公共施設の優先利用、活動拠点の提供等)の確保を指します。財政的支援のみならず、場所の提供を含む概念です。

(行政区の活動への支援)

第28条 村長等は、行政区の自主性及び自律性を尊重するとともに、前条の規定によるもののほか、行政区が行う地域の課題の解決並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する活動の推進、指導者の育成その他の必要な支援に努めるものとします。

【解 説】

本条は、行政区の活動に対する村長等の支援義務を定める努力義務規定です。

行政区は、地域における身近な課題への対応や住民同士のつながりづくりなど、行政だけでは担うことが難しい役割を果たしています。本条は、こうした行政区の活動を地域自治の重要な基盤として捉え、その継続・発展を支えるため、村長等が必要な支援を行うことを定めるものです。

支援の対象には、地域課題の解決や良好な地域社会の維持・形成に関する活動のほか、行政区の役員・リーダー等まちづくりを担う人材の育成のための研修プログラムの提供、先進事例の情報提供、他の行政区との交流機会の設置等を含みます。

【運用方針】

行政区への支援は、行政区の自主性及び自律性を尊重することを前提とし、行政区が自発的に取り組む地域課題の解決及び良好な地域社会の維持・形成に資する活動を側面から支えるものに限られるものとします。

支援の内容及び方法については、各行政区の実情及び必要性に応じて判断するものとし、画一的な支援の押し付けとならないよう配慮するものとします。指導者育成については、行政区が自律的に人材を育成できる環境の整備を支援する観点から取り組むものとします。

【用語解釈】

「自主性及び自律性を尊重する」行政区が自治組織であることを前提として、村長等がその内部運営に不当に介入しないことを意味します。支援は行政区の自主的な活動を側面から支えるものであり、行政区を行政の下部組織として位置付けるものではありません。

(公益的活動の推進)

第 29 条 村民は、ボランティア活動、特定非営利活動その他の地域の課題の解決及び公益の増進に資する活動（以下「公益的活動」といいます。）に自発的に参加するよう努めるものとします。

2 村長等は、村民が行う公益的活動に対し、情報の提供、活動の場の確保その他の必要な支援を行うとともに、相互に連携するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、村民による公益的活動への自発的参加（第 1 項）及び村長等による支援義務（第 2 項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

第 1 項について

地域には、行政だけでは対応することが難しい様々な課題があり、村民一人ひとりがそれぞれの関心や経験、能力を生かして活動することが、まちづくりにつながります。本項は、こうした村民による公益的な活動への参加を促し、地域社会を支える多様な活動を広げていくことを趣旨としています。

第 2 項について

村民による公益的活動が継続的に行われ、地域課題の解決につながるためには、活動に必要な情報や場所などの環境を整えることが重要です。本項は、村長等が必要な支援を行うとともに、活動を行う村民や団体と連携しながら、公益的活動を支えていくことを定めるものです。

【運用方針】

地域活動団体への支援は、各団体の自主性及び自律性を尊重することを前提とし、団体が自発的に取り組む地域課題の解決及び地域社会の活性化に資する活動を側面から支えるものに限られるものとします。

支援の内容及び方法については、各団体の活動内容・規模・実情及び必要性に応じて判断するものとし、支援が特定の団体に偏ることなく公平性を確保するものとします。

【用語解釈】

「公益的活動」（第 1 項）ボランティア活動、特定非営利活動（NPO 法人の活動等）その他の地域課題解決・公益増進に資する活動を指します。営利を主目的とする活動は含まれません。ただし、営利事業者が公益目的で行う活動（社会貢献活動等）は含まれる場合があります。

「自発的に参加するよう努める」（第 1 項）強制ではなく自発性に基づく参加を奨励するものです。参加しないことを理由とした不利益取扱い、本条の趣旨に反します。

「相互に連携するよう努める」（第 2 項）村長等が公益的活動団体と対等な立場で連携することを意味します。村長等が公益的活動団体を指揮・監督する関係ではなく、相互補完的な協力関係を指します。

第6章 村政運営の基本的事項

(村政運営の基本原則)

第30条 村長等は、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、公正で透明性の高い村政運営を、総合的かつ計画的に行うものとします。

2 村長等は、持続可能で豊かな地域社会の実現に向け、地域の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図るよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、村長等が村政を運営するに当たって基本的な指針となる原則を定めるものです。村長等はこれらの原則を常に意識しながら政策の立案・実施・評価・改善の各段階において行動することが求められます。

第1項について

村政は、村民の信頼のもとに行われるものであり、その運営に当たっては、公正な判断と分かりやすい情報提供を通じて、村民の理解を得ながら進めていくことが重要です。本項は、こうした考え方を村政運営の基本的な姿勢として位置付けるとともに、個々の施策を単独で捉えるのではなく、村政全体を見通しながら一貫性を持って取り組むことを定めるものです。

第2項について

地域課題の多様化等に対応し、将来にわたって豊かな地域社会を維持していくためには、村が有する様々な資源をいかにしながら、限られた行政資源を効果的に活用することが重要です。本項は、総合計画等に掲げる目標を踏まえ、個別施策が相互に連携・補完し合うことで、より大きな政策効果を実現し、持続可能な地域社会の実現につなげることを趣旨としています。

【運用方針】

施策間の連携を確保するため、総合計画（第31条）を軸とした施策の体系的な管理を徹底します。各部署の施策立案に際しては、関連施策との整合性確認を義務付けるものとします。

【用語解釈】

「透明性の高い村政運営」（第1項）行政手続法第1条に定める「行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること」と同義です。意思決定のプロセス・根拠・結果が村民に対して明らかにされている状態を指します。

「総合的かつ計画的に」（第1項）個別施策が縦割りで展開されるのではなく、体系的な計画に基づいて総合的に推進することを意味します。

「戦略的に展開する」（第2項）限られた行政資源を優先度の高い施策に集中投下し、相乗効果を最大化する計画的な施策展開を意味します。場当たりの施策展開を排除する趣旨です。

(総合計画)

第31条 村長は、本村が目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の基本理念及び基本原則に基づき、総合計画を策定するものとします。

2 総合計画は、村の将来像及びその実現に向けた基本的な方向を定める基本構想、基本構想を実現するための施策を定める基本計画並びに基本計画を具体化するための事業を定める実施計画により構成します。

3 総合計画は、村の最上位の計画とし、村が個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。

【解 説】

本条は、村が目指す将来像とその実現方法を示す総合計画の策定を定める規定です。総合計画の策定（第1項）、基本構想・基本計画・実施計画による構成（第2項）、最上位計画としての位置付けと個別計画との整合（第3項）を定めています。総合計画を村の最上位の計画と位置付けている点が重要です。

第1項について

地方自治法の改正（平成23年）により、基本構想の策定は地方公共団体の法律上の義務ではなくなりましたが、本条例において村長の義務として明文化するものです。

第2項について

総合計画の三層構造（基本構想・基本計画・実施計画）を定めます。「基本構想」は村の将来像及びその実現に向けた基本的な方向を定める長期計画を、「基本計画」は基本構想を実現するための施策を定める中期計画を、「実施計画」は基本計画を具体化するための事業を定める短期計画を指します。

第3項について

「整合性を図るものとします」という義務的規定です。総合計画が個別行政分野の計画に対して上位に位置付けられることを意味します。

【運用方針】

総合計画の策定に当たっては、計画の内容及び性質に応じた適切な段階から村民参加の機会を設けるものとします。

計画策定のプロセスについては、その過程を村民が把握できるよう適時に情報を公表するとともに、寄せられた意見等に対しては村の考え方を明示した上で結果を公表するものとします。

策定された計画については、その進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うとともに、その結果を村民に対して分かりやすく公表するものとします。

【用語解釈】

「最上位の計画」（第3項） 総合計画が個別行政分野の計画に対して上位に位置付けられることを意味します。個別計画の策定・変更に際しては、総合計画との整合性を確認・確保することが義務付けられます。整合性が確保できない場合は、総合計画の改定又は個別計画の修正のいずれかの措置を講じることが求められます。

(財政運営及び財産管理)

第32条 村長は、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、健全な財政運営に努めるものとします。

2 村長は、白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）の規定によるもののほか、財政状況に係る情報並びに予算編成及び執行に係る情報を分かりやすく村民に公表しなければなりません。

3 村長は、村が保有する財産の適正な管理及び効率的な活用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めるものとします。

4 村長は、人口の変化その他の社会情勢の変化を踏まえ、公共施設その他のインフラ資産（以下「公共施設等」といいます。）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合又は長寿命化その他の適切な措置を講ずるため、公共施設等の総合的な管理に関する計画を策定し、これに基づき計画的に推進するものとします。

【解 説】

本条は、健全な財政運営（第1項）、財政情報の公表（第2項）、財産の適正管理・公表（第3項）及び公共施設等の総合的管理（第4項）を定める規定です。

第1項について

「最少の経費で最大の効果を挙げる」という文言は、地方自治法第2条第14項に定める原則を確認するものです。単純なコスト削減ではなく、投入する行政資源に対して最大の行政効果を実現することを意味します。

第2項について

白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和29年白馬村条例第14号）の規定に加え、予算編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することを義務付けます。「分かりやすく」とは、専門用語を避けた平易な表現、図表の活用等により、村民が理解しやすい形で公表することを求める義務規定です。

第3項について

財産の適正管理・効率的な活用及びその状況の公表を求める義務規定です。

第4項について

「公共施設等の総合的な管理に関する計画」は、「白馬村公共施設等総合管理計画」を指します。この計画に基づき計画的に推進することを求める義務的規定です。

【運用方針】

財政運営に当たっては、将来世代への負担を不当に転嫁することのないよう、中長期的な視点に立った健全な財政運営を維持することを原則とします。また、総合計画に位置付ける政策・施策の推進にあたり、持続可能な行財政運営を大前提とし、効果的か効率的に進めていくものとします。

財政運営に関する情報については、予算書・決算書だけでなく、村民が内容を理解しやすい形で公表するものとし、財政状況の全体像が把握できるよう配慮することを原則とします。

「白馬村公共施設等総合管理計画」の策定・更新により、公共施設等の総量の最適化と長寿命化を図り、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な施設マネジメントを推進します。

【用語解釈】

「公共施設等」(第4項)庁舎・学校・公民館等の公共施設及び道路・橋梁・上下水道等のインフラ資産を指します。「その他のインフラ資産」には、公園やサイクリングロード等の社会基盤施設を広く含みます。

(行政評価)

第33条 村長は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図るため、政策、施策及び事務事業について、必要性、効率性及び有効性の観点から評価（以下「行政評価」といいます。）を行うものとします。

2 村長は、行政評価の結果を村民に分かりやすく公表するとともに、当該結果及び村民の意見を踏まえ、必要な施策に適切に反映させるよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、行政評価の実施義務及び結果の公表・施策への反映義務を定める規定です。

第1項について

村政を持続的かつ効果的に運営していくためには、限られた財源や人員等を適切に配分するとともに、実施した政策や施策がどのような成果につながっているかを確認し、必要に応じて取組を見直していくことが重要です。本項は、総合計画の進行管理と行政資源の効果的な活用を図るため、各施策等について「必要性、効率性及び有効性」の3つの観点から評価したうえで、その結果を村政の改善につなげていくことを定めるものです。

第2項について

「当該結果及び村民の意見を踏まえ」という文言は、行政評価の結果のみならず、村民の意見（パブリックコメント、意見交換会等を通じて得られたもの）も施策改善に反映させることを求めるものです。

【運用方針】

行政評価の実施体制・手続・評価基準を定めた「行政評価実施要綱」を整備します。評価結果については、年1回、分かりやすい形式で公表することを原則とします。

政策・施策・事業の実施に当たっては、その目的・目標を明確にした上で取り組むとともに、一定の期間ごとにその成果及び効果を客観的に検証し、結果を次の政策立案及び事業改善に反映させるものとします。

評価の実施に当たっては、評価の視点及び基準をあらかじめ明確にし、評価プロセス及び結果を村民に対して分かりやすく公表するものとします。

評価結果の活用に当たっては、成果が認められない事業についても客観的に判断し、廃止・縮小・見直しを含む適切な対応を行うことを原則とします。また、評価の実施が形式的なものにとどまることなく、実質的な行政改善につながるよう継続的に取り組むものとします。

【用語解釈】

「必要性、効率性及び有効性」（第1項）「必要性」は当該施策を実施する必要があるかどうか、「効率性」は投入資源に対して適切な成果が得られているかどうか、「有効性」は施策の目標が達成されているかどうかを評価する観点を指します。三観点は独立したものではなく、相互に関連して評価されます。

「行政資源」（第1項）予算・人員・施設・情報等、行政が施策を実施するために投入する資源の総称を指します。

(行政手続)

第 34 条 村長等は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の趣旨にのっとり、村民の権利利益の保護に資するため、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとします。

2 前項の手続に関し必要な事項は、白馬村行政手続条例（平成 8 年白馬村条例第 1 号）で定めます。

【解 説】

本条は、行政手続における公正の確保と透明性の向上を定める規定です。

上位法令との関係においては、行政手続法第 1 条が「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」と定めており、本条はこの趣旨を受けた規定です。なお、行政手続法は地方公共団体の機関が行う処分・行政指導・届出に直接適用されるものではなく（同法第 3 条第 3 項）、地方公共団体は同法の趣旨にのっとり独自の行政手続条例を制定することとされています（同法第 46 条）。

第 1 項について

村長等が、行政手続法の趣旨にのっとり、行政指導及び届出に関する手続について、公正の確保と透明性の向上を図ることを定めるものです。

第 2 項について

白馬村行政手続条例への委任規定です。

【運用方針】

内容を客観的に確定させて法的トラブルを防ぐため、行政指導及び届出の書面化を推進します。白馬村行政手続条例の内容については、本条例の施行に合わせて整合性の確認・必要な改正を行うものとします。

【用語解釈】

「行政手続法の趣旨にのっとり」（第 1 項）行政手続法が直接適用されない地方公共団体の行政手続についても、同法が追求する「公正の確保と透明性の向上」という目的を実現することを求める趣旨です。行政手続法の個別規定を機械的に適用することを求めるものではありません。

「行政指導」（第 1 項）行政手続法第 1 条の趣旨に基づき、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものを指します。

「届出」（第 1 項）行政手続法第 2 条第 7 号の趣旨に基づき、行政機関に対し一定の事項の通知をする行為であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているものを言います。許可や認可などを求めて行政側の審査や判断（諾否の応答）を待つ「申請」とは異なり、届出は単に「行政に対して一定の事実や情報を知らせる（通知する）行為」です。個人の自由な意思だけでなく、法律や条例などの「法令」によって、出すことが直接義務づけられているものを指します。書類に不備がなく、定められた要件を満たして窓口到達した時点で手続きが完了します。

(政策法務)

第 35 条 村長等は、地域の実情に即した質の高い行政を行うため、地方自治の本旨に基づき法令を解釈し、及び運用するとともに、政策の立案及び実施に当たっては、条例等を制定する権限を積極的に活用し、条例等の相互の整合性を確保するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、地域の実情に応じた質の高い行政を実現するため、村長等が法令を適正に解釈・運用するとともに、条例などの自治立法権を積極的に活用して政策を進める姿勢を定める努力規定です。

上位法令との関係においては、地方自治法第 2 条第 12 項が「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない」と定めており、本条はこれを受けた規定です。

「政策法務」とは、単に既存の法律を守る（コンプライアンス）にとどまらず、「法令や条例を、地域の課題を解決するための政策実現の手段として主体的に活用する実務手法」を指します。具体的には、村の実情に即した条例や規則等を積極的に制定し、村全体としての法体系の整合性を確保しながらまちづくりを進めていく趣旨を表しています。

【運用方針】

政策法務能力の向上を図るため、職員研修における法令解釈・条例立案に関する教育を充実させます。条例等の制定・改廃に際しては、本条例との整合性確認を義務付けるとともに、法制担当部署による審査体制を強化するものとします。

【用語解釈】

「地方自治の本旨に基づき法令を解釈し、及び運用する」国の法令を機械的に適用するのではなく、地方自治法第 2 条第 12 項に定める「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）の観点から主体的に解釈・運用することを意味します。

「条例等を制定する権限を積極的に活用し」国の法令に委任規定がある場合はもとより、地方公共団体の自治立法権の範囲において、地域の実情に即した条例・規則等を積極的に制定することを求める趣旨です。消極的な姿勢を排し、自治立法権を能動的に行使することを求めるものです。

(法令遵守及び公益通報)

第 36 条 村長等は、常に法令及び条例等を遵守し、村政を公正に運営しなければなりません。

2 村長等は、公益通報者保護法の趣旨にのっとり、村政運営上の違法行為その他公益を害する行為を防止するため、職員による公益通報に適切に対応する体制を整備するよう努めるものとします。

3 村長等は、公益通報を行った職員に対し、当該通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

【解 説】

本条は、村長等が法令・条例を遵守して公正に村政を運営するとともに、職員が安心して公益通報できる体制を整えることを定める規定です。法令遵守と公正な運営（第 1 項）、公益通報に対応する体制の整備（第 2 項）、通報を理由とする不利益取扱いの禁止（第 3 項）を定めています。第 17 条（職員の公益通報権）と相互補完的な関係にあります。

第 1 項について

本項は、村長等が常に法令及び条例等を遵守し、村政を公正に運営しなければならないことを定める義務規定です。

第 2 項について

公益通報者保護法第 11 条第 3 項により、常時使用する労働者が 300 人以下の事業者については体制整備は努力義務とされています。本条はこれを踏まえた規定ですが、本村においても積極的に体制整備を進めるものとします。本項は努力義務規定です。

第 3 項について

本項は、村長等が、公益通報を行った職員に対し、通報を理由として不利益な取扱いをしてはならないことを定めるものです。違反した場合は違法な行為として取消しの対象となり得ます。本項は禁止規定（義務規定）です。

【運用方針】

公益通報対応体制の整備として内部通報窓口を設置し、通報者の秘密保持を徹底するとともに、誰でも安心して声を上げられる環境をつくり、寄せられた声を放置せず、事実関係を調査し、問題が確認された場合は、直ちにその行為を止めさせ、原因を取り除くための改善策や、二度と同じことが起きないためのルール変更・再発防止策を実行する仕組みを作ります。

第 17 条（職員の通報権）と本条（体制整備・不利益取扱い禁止）を一体的に運用するための公益通報対応に関する指針を整備し、職員の「通報する権利」と組織の「体制づくり」を連動させます。

【用語解釈】

「不利益な取扱い」（第 3 項）降格・減給・配置転換・懲戒処分等、通報者に不利益を与えるあらゆる取扱いを指します。直接的な不利益取扱いのみならず、間接的な不利益取扱い（嫌がらせ、職場環境の悪化等）も含まれます。

(附属機関)

第37条 村長等は、専門的な知見や村民の多様な意見を反映させるため、必要があると認めるときは、白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成29年白馬村条例第25号）の規定により、附属機関を置くことができます。

2 村長等は、附属機関の会議を原則として公開するとともに、会議録及び会議に使用した資料を公表するものとします。ただし、法令若しくは条例等に特別の定めがある場合又は個人情報の保護その他正当な理由により当該附属機関が非公開とすることを決定した場合は、この限りではありません。

【解説】

本条は、専門的な知見や村民の多様な意見を反映させるための附属機関の設置と、その会議の原則公開を定める規定です。附属機関の設置（第1項）、会議の原則公開と会議録・資料の公表（第2項）を定めています。村政運営の透明性を高めるとともに、個人情報の保護など正当な理由がある場合には非公開とできる例外も定めています。

第1項について

本項は、村長等が、専門的な知見や村民の多様な意見を反映させるため、必要があると認めるときに、条例の規定により附属機関を置くことができることを定めるものです。

第2項について

公開が原則であり、非公開は例外であることを明示します。ただし書の「正当な理由」とは、個人情報の保護のほか、審議の公正を害するおそれがある場合、特定の個人・団体の権利利益を侵害するおそれがある場合等が含まれます。「正当な理由」の判断は、その会議の性質や事情を最もよく知る当該附属機関の裁量に委ねられており、それぞれの状況に応じた合理的な判断のもとで適切に運用されるものです。

【運用方針】

全附属機関における会議の原則公開を徹底し、会議録及び会議資料の行政公式ホームページへの掲載を標準化します。

【用語解釈】

「附属機関」（第1項） 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置される審議会・委員会等を指します。地方自治法第138条の4第3項に基づく機関であり、条例によらない設置は許されません。

「正当な理由」（第2項ただし書） 個人情報の保護のほか、審議の公正を害するおそれがある場合、特定の個人・団体の権利利益を侵害するおそれがある場合等が含まれます。

(財政援助出資団体)

第 38 条 この条において「財政援助出資団体」とは、村が補助金、交付金、負担金、貸付金その他の財政的援助を与えている団体又は村が出資している団体（地方自治法第 221 条第 3 項の政令で定めるものに限りまゝ。）をいいます。

2 村長は、財政援助出資団体について、その設立の目的が効果的に達成されるよう、適切な指導及び監督を行うものとします。

【解 説】

本条は、財政援助出資団体の定義（第 1 項）及び村長による適切な指導・監督義務（第 2 項）を定める規定です。

上位法令との関係においては、地方自治法第 221 条第 2 項・第 3 項が、補助金等の交付を受けた者及び出資法人等に対する村長の調査権・報告徴収権を定めており、本条はこれを受けた規定です。

第 1 項について

本項は、この条における「財政援助出資団体」の意味を定めるものであり、村が財政的援助を与えている団体又は村が出資している団体をいうことを定めるものです。

第 2 項について

本項は、村長が、財政援助出資団体について、その設立の目的が効果的に達成されるよう、適切な指導及び監督を行うことを定めるものです。

「監督」は、団体の内部運営への不当な介入を意味するものではなく、公的資金の適正な活用を確保するための合理的な範囲での関与を指します。本項は義務的規定です。

【運用方針】

財政援助出資団体に対しては、その公共的性格及び村民の税負担との関係を踏まえ、適切な関与と指導監督を行うものとします。

財政援助出資団体等への関与に当たっては、各団体の自主性及び自律性を尊重しつつも、村民への説明責任を果たす観点から、財務状況を含む必要な情報を定期的に把握するとともに、経営の健全性及び透明性の確保に向けた継続的な取組を求めることを原則とします。

【用語解釈】

「財政援助出資団体」（第 1 項） 補助金・交付金・負担金・貸付金等の財政的援助を受けている団体及び村が出資している団体（地方自治法 第 221 条第 3 項の政令で定めるもの）の総称として定義されます。財政的援助を受けていない団体及び出資していない団体は含まれません。

「適切な指導及び監督」（第 2 項） 設立目的の達成状況の確認、財務状況の把握、業務運営の適正化に向けた指導等を指します。団体の内部運営への不当な介入は含まれません。

第7章 自然環境の保全と景観形成

(自然環境の保全と景観形成)

第39条 村民、事業者及び村長等は、多様な生物が育む豊かな自然環境並びに北アルプスの山岳景観、歴史、文化及び田園風景が調和した良好な景観を、村の共有の財産として現在及び将来の世代に継承するものとします。

2 村民、事業者及び村長等は、前項に定める自然環境及び景観を保全するため、相互に連携し、農地、森林、里山、沿道その他の自然環境及び景観を構成する重要な要素を適正に維持し、及び管理するとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に努めるものとします。

3 村民及び事業者は、建築物の維持管理又は建築を行うに当たっては、地域の歴史、文化及び伝統的な特色を理解し、これらを継承するとともに、これらの特色と調和した形態意匠に努めなければなりません。

4 村民及び事業者は、建築物の建築その他土地の利用を行うに当たっては、自然環境、生活環境及び景観に及ぼす影響に十分配慮しなければなりません。

5 村長等は、自然環境の保全及び良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、環境に配慮した適正な土地利用及び建築行為を誘導するため、必要な措置を講じるものとします。

【解 説】

本条は、自然環境・景観の継承義務（第1項）、保全のための連携・管理義務（第2項）、建築物の形態意匠への配慮義務（第3項）、土地利用における環境配慮義務（第4項）及び村長等の施策推進義務（第5項）を定める規定です。

上位法令との関係においては、景観法（平成16年法律第110号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）等の趣旨を踏まえた規定です。第51条第3項に基づき、詳細は別途条例又は規則で定めます。

第1項について

本村の豊かな自然環境や特有の景観を、村の暮らしや地域社会を支える社会的共通資本として捉え、その価値を将来にわたって保全・継承していくという基本的な考え方を示すものです。山岳景観をはじめ、歴史、文化及び田園風景が一体となって形成される本村固有の環境は、村民の生活や地域の魅力、産業の基盤となるものであり、現在の世代だけでなく、将来の世代も享受することができるよう、村全体で大切に継承していくことを義務的に規定しています。

第2項について

「生物の多様性の保全及び持続可能な利用」とは、生物多様性基本法第2条に定める「生物の多様性」の保全と、その構成要素の持続可能な利用を意味します。「努めるものとします」という努力義務規定です。

第3項について

本項は、村民及び事業者が、建築物の維持管理又は建築を行うに当たって、地域の歴史・文化・伝統的な特色を理解して継承し、これらと調和した形態意匠に努めなければならないことを定めるものです。「努めなければなりません」という義務規定です。

第4項について

「建築物の建築その他土地の利用」とは、建築基準法の目的である「建築物の敷地・構造・設備・用途の最低基準による国民の保護と公共の福祉の増進」、および都市計画法第29条が規定する「開発行為」を合わせた概念を指します。

「十分配慮」とは、影響を最小化するための積極的な取組を求めるものです。「配慮しなければなりません」という義務規定です。

第5項について

「必要な措置」には、景観計画の策定・更新、建築行為に関する景観ガイドラインの整備、県が指定する自然環境保全地域（姫川源流）の適正な維持を含みます。「講じるもの」とします」という義務的規定です。

【運用方針】

第51条第3項に基づき、自然環境保全・景観形成・開発に関する個別条例・規則の整備を計画的に進めます。自然生態系の保全と回復に向けて、多様な生命が共生するまちづくりを進め、村の財産としてその価値を次世代に引き継ぐとともに、地域特性に合わせた景観計画やガイドラインの更新、自然共生サイトへの登録等を推進するものとします。

【用語解釈】

「村の共有の財産」（第1項）自然環境・景観が特定の個人・団体の所有物ではなく、現在の村民及び将来の世代が共に享受すべき公共的財産であることを意味します。所有権の移転を伴うものではなく、公共的な管理・保全の義務を示す概念です。

「形態意匠」（第3項）建築物の外観（形状・色彩・材料等）を指します。建築物の内部構造・設備等は含まれません。景観法第8条に定める景観計画における「建築物の形態意匠の制限」と同義です。

(水資源の保全)

第 40 条 村民、事業者及び村長等は、北アルプス及び里山を源とする豊かな地下水、湧水、河川その他の水環境が、人の生命及び健康の維持並びに産業活動の基盤であるとともに、美しい自然及び田園風景を形成する重要な要素であることを認識し、その水質の保全及び適正な利用に努めるとともに、健全な水循環を現在及び将来の世代に継承するよう努めなければなりません。

2 村長等は、前項の趣旨を実現するため、地域の特性に応じた水資源の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じなければなりません。

【解 説】

本条は、北アルプスや里山を源とする地下水・湧水・河川などの水環境を、生命・健康・産業の基盤であり景観の要素でもある大切な資源として、その保全と適正利用、健全な水循環の継承を定める規定です。水環境の重要性の認識と保全の努力（第 1 項）、村長等による施策の推進と地下水の保全・利用の措置（第 2 項）を定めています。

第 1 項について

本村の水環境が人の生命・健康の維持や産業活動の基盤であるとともに美しい自然や田園風景を形成する重要な要素であることを認識し、その水質の保全と適正な利用に努めるとともに、健全な水循環を現在及び将来の世代に継承するよう努めなければならないことを定める努力義務規定です。

第 2 項について

本項は、村長等が、水資源の保全に関する施策を地域の特性に応じて総合的・計画的に推進するとともに、地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置を講じなければならないことを定めるものです。

【運用方針】

水資源の保全に関する施策として、地下水採取（井戸の掘削など）に関する事前届出・許可制度の整備、地下水量のモニタリング・水質調査の実施による保全と、企業等による大規模採取に対する指導・助言を適切に行い、水循環を計画的に進めます。

【用語解釈】

「健全な水循環」（第 1 項）水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）第 2 条第 2 項に定める「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」を指します。

「地下水の適正な保全及び利用のために必要な措置」（第 2 項）地下水の過剰採取の防止、水質汚染の防止、涵養域の保全等を含みます。具体的な措置の内容については、第 51 条第 3 項に基づき別途条例又は規則で定めます。

第8章 安全・安心なまちづくり

(こども・子育て支援の推進)

第41条 村長等は、こどもが健やかに成長し、妊娠、出産及び子育てに関わる全てのものが安心して暮らすことができる地域社会の実現に努めるものとします。

2 村民、事業者、村長等その他の関係者は、相互に連携し、地域全体でこどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭を支えるよう努めるものとします。

3 村長等は、妊産婦並びにこども及び保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を充実させるよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、こどもの健やかな成長と子育て家庭への支援（第1項）、地域全体での支援（第2項）及び妊娠期からの切れ目のない支援（第3項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

上位法令との関係においては、こども基本法（令和4年法律第77号）第1条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の趣旨を踏まえた規定です。

第1項について

「妊娠、出産及び子育てに関わる全てのもの」とは、妊産婦、こども、保護者（父母・祖父母等）を含む広義の概念を指します。

第2項について

地域全体での支援体制の構築を求めます。「その他の関係者」には、学校、保育所、医療機関、NPO等を含みます。

第3項について

本項は、村長等が、妊産婦やこども及び保護者に対し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を充実させるよう努めることを定めるものです。

【運用方針】

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進するため、母子保健・保育・教育・福祉等の各分野相互の連携体制の充実を図るとともに、こども家庭センターの機能の充実を図ります。また、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体でこどもの健やかな成長と子育て家庭を支える取組を推進します。

具体的なこども・子育て支援施策については、「白馬村こどもの笑顔応援条例」の基本理念を踏まえるとともに、「白馬村こども計画」に沿って、総合的かつ計画的に推進します。

【用語解釈】

「切れ目のない支援」（第3項）妊娠期・出産期・乳幼児期・学童期・思春期にわたって、支援の空白期間を生じさせることなく継続的に支援を提供することを意味します。特定の支援機関のみが担うものではなく、複数の機関が連携して提供する支援体制を指します。

(保健、医療及び福祉の充実)

第42条 村長等は、全ての村民が生涯にわたり心身ともに健康で、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、保健、医療及び福祉に関する施策の充実を努めるものとします。

2 村長等は、前項の目的を達成するため、保健、医療、介護及び福祉に関する施策の有機的な連携を図り、地域包括ケアシステムの推進及び地域共生社会の実現に努めるものとします。

3 村民は、自らの健康づくりに努めるとともに、相互に支え合い、地域福祉の推進に協力するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、全村民の生涯にわたる健康・安心な生活の実現に向けた保健・医療・福祉施策の充実（第1項）、地域包括ケアシステムの推進・地域共生社会の実現（第2項）及び村民の健康づくり・相互支援（第3項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

第1項について

保健・医療・福祉に関する施策の充実を図ります。「全ての村民」という文言は、年齢・性別・国籍等を問わず、全ての村民を対象とすることを明示するものです。

第2項について

本項は、保健・医療・介護・福祉の分野が互いにつながり、必要な支援を切れ目なく届けることで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを定めるものです。

また、支える人と支えられる人を分けるのではなく、地域の中で誰もが役割を持ち、互いに支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

第3項について

村民の自助・共助の役割を定めます。努力義務規定であり、法的強制力を有しません。

【運用方針】

地域包括ケアシステムの充実に向けて、医療・介護・福祉の連携体制の強化、在宅医療・介護の推進、地域住民による支え合い活動の促進を計画的に進めるものとします。

【用語解釈】

「地域包括ケアシステム」（第2項）介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項に定める体制を指します。高齢者のみならず、障がい者・こども等を含む全ての住民を対象とした包括的な支援体制として解釈します。

「地域共生社会」（第2項）制度・分野ごとの縦割りを超え、地域住民が支え合いながら共に生きる社会を指します。社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条の2に規定される概念と整合します。

(危機管理と災害予防)

- 第43条 村長等は、村民及び旅行者等の生命、身体及び財産を保護するため、平時から総合的かつ機能的な危機管理体制を確立するとともに、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全の確保に特に配慮し、自然災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）が発生した時は迅速かつ的確に対処するものとします。
- 2 村長等は、村民、行政区、社会福祉協議会その他の関係機関並びに国及び他の地方公共団体と緊密な連携を図りつつ、地域防災計画に基づき、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する体制を整備しなければなりません。
- 3 村民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等が発生した時は、自らの安全を確保するよう努めるものとします。
- 4 行政区は、地域における防災体制を整備し、防災訓練を実施するとともに、災害等の発生時には、地域において互いに協力して対処するよう努めるものとします。
- 5 村民、事業者及び村長等は、相互に連携し、防災のまちづくりを推進しなければなりません。

【解 説】

本条は、危機管理体制の確立（第1項）、地域防災計画に基づく体制整備（第2項）、村民の自助努力（第3項）、行政区の防災活動（第4項）及び防災まちづくりの推進（第5項）を定める規定です。

上位法令との関係においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2（基本理念）及び第40条（市町村地域防災計画）の趣旨を踏まえた規定です。

第1項について

本項は、村長等が、村民及び旅行者等の生命・身体・財産を保護するため、平時から危機管理体制を確立し、高齢者・障がい者など要配慮者の安全確保に特に配慮するとともに、災害等が発生したときは迅速かつ的確に対処することを定めるものです。「旅行者等」を明示的に含めている点は、本村の観光地としての特性を踏まえたものです。

白馬村避難行動支援制度実施要綱（平成22年告示第40号）では、災害時等に安全な場所へ避難するといった、一連の行動を取るのに支援が必要な要配慮者を、地域で支援する仕組みを規定しています。本項は義務的規定です。

第2項について

本項は、村長等が、村民・行政区・社会福祉協議会その他の関係機関や国・他の地方公共団体と緊密に連携し、地域防災計画に基づき、災害予防・応急対策・復旧に関する体制を整備しなければならないことを定めるものです。本項は義務的規定です。

第3項について

村民は、万が一の災害に備えて日頃から準備をし、いざというときには自分の命は自分で守るという「自助」の原則を定めるものです。ただし、自助が困難な要配慮者等については、第1項の「特に配慮」が求められます。本項は、「努めるものとします」という努力義務規定です。

第4項について

自主防災組織を中心とした「近助（共助）」のネットワーク構築を指します。本項は、行政区の防災活動（防災体制の整備、防災訓練の実施、災害時の相互協力）を求める努力規定です。

第 5 項について

「防災のまちづくり」とは、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを指します。過去の災害の記憶を風化させず、地域防災力の維持・強化を図ります。本項は義務的規定です。

【運用方針】

白馬村地域防災計画の定期的な見直しを行い、最新の法令・国や県の計画・災害リスク情報・避難所基準を反映させます。また、観光客・外国籍住民を含めた多言語による避難情報の提供体制の整備を図るものとします。

住民一人ひとりの「自助」意識を高め、自主防災組織を中心とした「共助・近助」のネットワークを再構築します。その上で、消防・行政の「公助」が一体となって支援し、災害に強い村を目指します。また、震災アーカイブの活用や自主防災組織への支援を継続し、過去の災害の記憶を風化させず、地域防災力の持続的な維持・強化を図ります。

【用語解釈】

「要配慮者」（第 1 項）災害対策基本法第 8 条第 2 項第 17 号に定める「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を指します。妊産婦、外国人、傷病者等も含まれます。

「地域防災計画」（第 2 項）災害対策基本法第 42 条に基づき白馬村防災会議が作成する計画を指します。本条の「地域防災計画に基づき」という文言は、防災対策が地域防災計画と整合して実施されることを求めるものです。

第9章 教育環境の充実

(生涯学習の推進)

第44条 村長等は、村民が生涯にわたりあらゆる機会及び場所において学ぶことができる環境の整備に努めるとともに、学習活動を通じて、人と人との交流及び地域とのつながりが育まれるよう努めるものとします。

2 村長等は、自然との共生及び生態系の保全に関する学習及び体験活動の機会の充実に努めるとともに、持続可能なまちづくりを担う人材の育成に努めるものとします。

【解 説】

本条は、生涯学習環境の整備（第1項）及び自然・生態系に関する学習機会の充実と人材育成（第2項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

上位法令との関係においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第3条（生涯学習の理念）の趣旨を踏まえた規定です。

第1項について

村民が年齢、性別、生活環境等にかかわらず、生涯にわたり主体的に学ぶことができる環境の整備について定めるものです。村民の多様な学習ニーズに応じた機会の提供や学習環境の充実に努めるとともに、学びをまちづくりにつなげる取組を推進します。

第2項について

本村は豊かな自然環境や固有の自然資源を有しています。これらは村民の財産であり、将来にわたり守り継承しなければなりません。自然との共生や生態系について学ぶ機会を充実させることで、環境の理解を深め、次世代へ引き継ぐ意識を育むとともに、持続可能なまちづくりを担う人材育成に取り組みます。

【運用方針】

人生100年時代における生涯学習体制の構築に向け、教育関係団体等との連携と協力により、村民が交流しながら、生涯を通じて学び続けられる機会の提供に努めます。また、生涯学習を、地域の担い手の創出・地域活性化・住民の交流につなげる取組を推進します。

環境に関する意識の醸成については、体験型学習や地域課題をテーマとした実践活動を通じ、自然との共生や生態系保全への理解を深め、持続可能なまちづくりまちづくりを担う人材の育成を推進します。

【用語解釈】

「あらゆる機会及び場所において」（第1項）公民館・図書館等の公共施設における学習機会にとどまらず、職場・地域・家庭・オンライン等、多様な場・機会を指します。特定の場所・機会に限定されるものではありません。

「持続可能なまちづくり」（第2項）環境、経済及び社会の調和を図りながら、現在の世代が地域の豊かさを享受するとともに、その価値を将来世代へ継承するまちづくりを指します。

(文化及び伝統の継承)

- 第45条 村長等は、地域の歴史、文化、伝統及び文化財その他の文化資源（以下この条において「文化資源」といいます。）の保存、継承及び活用を推進するとともに、村民その他の関係者との協働により、これらを活用したまちづくりに努めるものとします。
- 2 村民及び事業者は、地域の歴史、文化及び伝統が村の共有の財産であることを自覚し、文化資源の保存及び継承に協力するよう努めるものとします。
- 3 村長等は、前2項の目的を達成するため、村民その他の関係者との協働により、文化資源を活用した施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

【解 説】

本条は、文化資源の保存・継承・活用（第1項）、村民・事業者の協力義務（第2項）及び村長等の施策推進義務（第3項）を定める規定です。

上位法令との関係においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨を踏まえつつ、文化資源を広義に捉えて保全・活用を推進するものです。

第1項について

本項は、村長等が、文化資源の保存・継承・活用を推進するとともに、村民その他の関係者との協働により、これらを活用したまちづくりに努めることを定めるものです。

第2項について

「村の共有の財産」という文言は、第39条第1項と同趣旨です。第1項と同様に「努めるものとします」という努力義務規定です。

第3項について

「総合的かつ計画的に推進する」とは、文化資源の保存・継承・活用に関する施策を、個別・断片的に実施するのではなく、体系的な計画に基づいて総合的に推進することを意味します。「推進するものとします」という義務的規定です。

【運用方針】

本村の歴史・文化・伝統について、保存のみならず、教育・観光・まちづくり等への活用を図り、地域の魅力向上を図ります。また、多様な文化や芸術に触れる機会を提供し、文化活動を支える人材育成や関係団体との連携を推進します。

文化財については、適切な保護を行い、その価値を発信し、学校教育や地域学習等を通じて理解を深める機会を創出します。

重要伝統的建造物群保存地区（青鬼地区）をはじめ、民宿・登山・スキー等の村固有の生活文化についても文化資源と位置付け、次世代への継承を図ります。村民、事業者、学校、大学その他の関係機関との協働により、文化資源を生かしたまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

【用語解釈】

「文化財」（第1項）歴史上、芸術上、学術上又は地域文化上価値を有する有形・無形の財産であり、文化財保護法その他関係法令により保護の対象となるものを指します。

「文化資源」（第1項）地域の歴史、文化、伝統及び文化財その他の文化的価値を有する有形・無形の資源の総称を指します。文化財保護法に定める指定文化財に限らず、未指定の民俗文化財・伝統行事・民宿文化等も含まれます。金銭的価値の有無を問いません。

(教育環境の充実)

第46条 村長等は、こどもが等しく教育を受ける機会を保障するとともに、安全で安心して学ぶことができる教育環境の充実に努めるものとします。

2 村民、事業者及び村長等は、前項の目的を達成するため、学校その他の教育機関と連携し、教育におけるそれぞれの役割及び責任を自覚しながら、地域全体でこどもの成長及び学びを支える環境づくりに努めるものとします。

【解 説】

本条は、こどもの教育機会の保障・安全な学習環境の充実（第1項）及び地域全体での教育支援体制の構築（第2項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

上位法令との関係においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条（教育の機会均等）の趣旨を踏まえた規定です。

第1項について

本項は、村長等が、こどもが等しく教育を受ける機会を保障するとともに、安全で安心して学べる教育環境の充実に努めることを定めるものです。

第2項について

地域全体での教育支援体制の構築を求めます。「学校その他の教育機関と連携し」という文言は、学校・家庭・地域が連携した「地域学校協働活動」（社会教育法第9条の7）の趣旨と整合します。

【運用方針】

家庭環境・経済的事情・障がいの有無その他の事情等にかかわらず、全てのこどもが等しく教育を受けることができるよう、安全で安心して学べる教育環境の整備に継続的に取り組むものとします。「安全で安心して学ぶことができる環境」とは、施設・設備等の物理的な安全性の確保にとどまらず、いじめ・不登校等の課題への適切な対応を含む、こどもが心理的にも安心して学校生活を送ることができる環境を意味するものです。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の仕組みを活用し、保護者・地域住民・事業者等が学校運営に参画し、学校と地域が目標を共有して連携・協働できる環境づくりに積極的に取り組むものとします。

【用語解釈】

「等しく教育を受ける機会を保障する」（第1項）教育基本法第4条の「教育の機会均等」の原則を確認するものです。外国籍のこども・障がいのあるこども・経済的困難を抱えるこども等が教育機会から排除されないことを保障する趣旨です。全てのこどもが同一の教育内容を受けることを保障するものではありません。

第10章 観光まちづくりの推進

(観光まちづくりの推進)

- 第47条 村民、事業者及び村長等は、観光資源その他の地域資源を最大限に活用し、住む人と訪れる人が相互に尊重し合い、豊かさを実感できる持続可能な観光まちづくりを推進するものとします。
- 2 村長等は、前項の観光まちづくりを推進するに当たり、地域経済の発展、自然環境の保全、歴史及び文化の保存、地域社会の維持及び発展並びに村民の誇り及び愛着の醸成を図る観光地経営の重要な取組として、総合的かつ計画的に行うものとします。
- 3 村長等は、村民、事業者及び関係団体その他の関係者との協働の下、持続可能な観光地経営及び良好な受入環境の形成に努めるものとします。

【解説】

本条は、観光業の振興を図ることを目的とする規定ではありません。「観光振興」は、来訪者数の増加又は観光消費額の拡大を目的とするものです。これに対し「観光まちづくり」は、観光を通じて地域社会のあり方そのものを考えるものです。

本村は、多数の方が来訪されることが地域社会の日常に大きく関わっており、観光に関わる事業を営まない村民の方々にも、生活環境、交通、自然環境その他の面で影響が及びます。本条は、こうした本村の状況を踏まえ、来訪者と村民が共に暮らす地域社会のあり方を定めるものです。

本条は、持続可能な観光まちづくりの推進（第1項）、観光地経営の総合的・計画的な推進（第2項）及び協働による観光地経営・受入環境の形成（第3項）を定める規定です。

上位法令との関係においては、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）の趣旨を踏まえつつ、本村固有の観光まちづくりの方向性を定めるものです。

第1項について

「住む人と訪れる人が相互に尊重し合い」という文言は、オーバーツーリズム（観光客が集中する一部の地域や時間帯等において、過度の混雑やマナー違反などにより、地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下への懸念が生じている状況）の防止と観光振興の両立を図る趣旨です。本項は義務的規定です。

第2項について

「観光地経営」とは、DMO（観光地域づくり法人）の戦略と整合し、地域の多様な関係者が地域への誇りと愛着を持ちながら、協働して観光地全体の価値を高めながら観光によって生み出される経済的、社会的な効果を地域に循環させることで、住民の暮らしと観光振興の持続的な発展を実現することを指します。本項は義務的規定です。

第3項について

「良好な受入環境の形成」とは、観光客が安全・安心・快適に過ごせる滞在環境の整備（多言語対応、バリアフリー化、交通アクセスの整備・改善等）を指します。本項は努力義務規定です。

【運用方針】

将来にわたって選ばれる観光まちづくりを実現するため、白馬村観光地経営ビジョンの目標像に掲げる「地域住民が誇る、オールシーズン型マウンテンリゾート・コミュニティ」の実現を本村に関わる全ての関係者の共通の指針として、白馬村持続可能な観光地経

営に関する条例に則り、観光振興により住民の暮らしが豊かになる観光と暮らしが調和した村づくりを推進するものとします。

【用語解釈】

「持続可能な観光まちづくり」(第1項) 観光振興が自然環境・地域文化・地域社会に負の影響を与えることなく、将来にわたって継続できる観光地の形成を指します。短期的な観光客数の増加のみを目指すものではありません。

「観光地経営」(第2項) 白馬村を一つの観光地として捉え、地域資源をいかし、観光による経済的及び社会的な効果を地域に還元するとともに、住民の暮らし、自然環境及び地域の歴史文化との調和を図りながら、観光地としての価値を持続的に高めていくため、地域全体を運営していくことを意味します。

第 11 章 連携及び交流

(国及び長野県との連携)

第 48 条 村長等は、村の自主性及び自立性を確保しつつ、村民の福祉の増進及び地域の発展を図るため、国及び長野県との適切な役割分担の下に、緊密に連携し、及び協力するものとします。

【解 説】

本条は、国及び長野県との連携・協力を定める規定です。

村の自主性及び自立性を確保しつつ、村民の福祉の増進と地域の発展を図るため、国及び長野県と適切な役割分担の下に緊密に連携・協力することを定める規定です。地方自治法第 1 条の 2 第 2 項が定める国と地方公共団体との適切な役割分担の趣旨を踏まえたものです。

【運用方針】

国・長野県との連携に際しては、村の自主性・自立性を確保した上で、積極的に政策協議・情報共有を行います。

村単独で、又は町村会を通じて、本村の訴えを国や県に働きかけるとともに、村が実情に合わせて自由な行政運営を行えるよう、国に対して「規制緩和」や「権限の移譲」を直接提案できる仕組みである「地方分権改革に関する提案（提案募集方式）」を活用します。また、国・県の施策の村への影響については、事前に十分な情報収集・分析を行い、村民への説明責任を果たすことを原則とします。

【用語解釈】

「村の自主性及び自立性を確保しつつ」国・長野県との連携が、村の自治権の侵害や不当な介入を招くものであってはならないことを意味します。地方分権改革の趣旨と整合します。

「適切な役割分担」国・都道府県・市町村それぞれが担うべき事務の範囲を踏まえた連携を意味します。国・県への過度な依存を避け、村が主体的に判断・行動することを前提とします。

(他市町村との連携)

第 49 条 村長等は、広域的な地域課題の解決及び効果的かつ効率的な行政運営のため、近隣の市町村その他の普通地方公共団体との情報共有及び相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとします。

【解 説】

本条は、広域的な地域課題の解決や効果的・効率的な行政運営のため、近隣市町村その他の普通地方公共団体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進することを定める規定です。一つの自治体だけでは対応が難しい課題に、周辺自治体と協力して取り組むための規定です。

【運用方針】

北アルプス圏域 5 市町村（大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村）が、人口減少・少子高齢化社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営みことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むために締結した、「北アルプス連携自立圏連携ビジョン」に基づき、様々な事業を継続・発展させます。連携の効果については、定期的に評価・公表とします。

【用語解釈】

「普通地方公共団体」地方自治法第 1 条の 3 第 2 項に定める都道府県及び市町村を指します。特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区）は含まれません。
「広域的な地域課題」単一の市町村の行政区域を超えて生じる課題（広域交通・観光振興・廃棄物処理・医療体制等）を指します。本村内のみで完結する課題は含まれません。

(国内外の交流)

第50条 村民、村議会及び村長等は、姉妹都市又は友好都市その他の国内外の地方公共団体その他の組織及び多様な人々と積極的に交流し、及び相互に協力することにより、その活動から得られる経験、知識及び情報をまちづくりに活用するよう努めるものとします。

2 村民、村議会及び村長等は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、友好都市等との交流を図るとともに、互いの文化及び価値観を理解し、及び尊重するよう努め、国際的な視野を持つ人材の育成に努めるものとします。

【解 説】

本条は、姉妹都市・友好都市など国内外の地方公共団体や多様な人々と交流し、そこから得た経験・知識・情報をまちづくりにいかすことを定める規定です。交流によるまちづくりへの活用（第1項）、多様な文化の共生と国際的視野を持つ人材の育成（第2項）を定めています。国際的なリゾート地として発展する白馬村の特性を反映しています。各項とも努力義務規定です。

第1項について

本項は、村民・村議会・村長等が、姉妹都市や友好都市など国内外の地方公共団体その他の組織や多様な人々と積極的に交流・協力し、その活動から得られる経験・知識・情報をまちづくりに活用するよう努めることを定めるものです。

「その活動から得られる経験、知識及び情報をまちづくりに活用する」という文言は、国際交流活動を単なる文化交流にとどめず、その成果を本村のまちづくりに具体的に活用することを求めるものです。

第2項について

本項は、多様な文化の共生を目指すまちづくりを進めるため、友好都市等との交流を図るとともに、互いの文化や価値観を理解・尊重するよう努め、国際的な視野を持つ人材の育成に努めることを定めるものです。

【運用方針】

気候や風土が異なる姉妹都市と、互いの自然環境や文化に触れ、交流を深め、多様な交流事業を継続的に推進します。また、教育、文化、防災などの分野における人と経済のつながりを強化することで、地域の活性化と持続可能な発展を目指します。

国際交流活動の成果（経験・知識・情報）をまちづくりに活用するための仕組みを整備します。多文化共生の推進については、外国籍住民・観光客との共生を実現するための施策（多言語による情報発信、やさしい日本語の活用等）を計画的に進めるものとします。

【用語解釈】

「姉妹都市又は友好都市」（第1項）本村が締結している姉妹都市（静岡県河津町、和歌山県太地町）と友好都市（オーストリア・レヒ、ドイツ・オーバーヴィーゼンタール）を指します。協定を締結していない地方公共団体・組織との交流は「その他の国内外の地方公共団体その他の組織」として含まれます。

「国際的な視野を持つ人材」（第2項）多様な文化・価値観を理解し、国際社会で活躍できる人材を指します。特定の職種・年齢層に限定されるものではありません。

第 12 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第 51 条 この条例は、本村における自治の基本を定めるものであり、村民、村議会及び村長等は、この条例の規定を最大限尊重するものとします。

2 村議会及び村長等は、他の条例等の制定及び改廃並びに法令の運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を確保しなければなりません。

3 この条例に定める施策の推進に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めます。

【解 説】

本条は、本条例の本村における最高規範としての位置付け（第 1 項）、他の条例等との整合性確保義務（第 2 項）及びこの条例の施策推進に関する委任規定（第 3 項）を定める規定です。

第 1 項について

本条例が、本村における自治の基本的な事項を定め、村民、村議会及び村長等が共有する自治の基本原則を示すものであることを明らかにするものです。本条例の趣旨を村政運営の基本的なよりどころとして共有し、それぞれの立場から自治の推進に取り組むことを求めています。

第 2 項について

「本条例に定める自治の基本的な考え方を、個別の条例等の制定・改廃や法令の運用にも反映させることを求めるものです。これにより、本条例に定める基本的な考え方と個別の制度や施策との間に整合性を確保し、一貫した自治の推進を図ることを目的としています。

第 3 項について

この条例に定める施策推進に関する詳細規定を、個別の条例又は規則において定めることを委任するものです。本条例の施行後、速やかに必要な個別条例・規則の整備を進めることが求められます。

【運用方針】

第 3 項の委任に基づく個別条例・規則の整備については、優先度を設定した上で計画的に進めることを原則とします。

村長等は、日常的な行政運営においても常に本条例の趣旨及び精神に立ち返り、これに沿った行動をとるものとします。

村議会及び村長等は、他の条例等の制定及び改廃並びに法令の運用に当たっては、本条例との整合性を事前に確認するものとします。

この条例に定める施策の推進に関し必要な事項は、別に条例又は規則で定めることとされており、本条例はこれらの個別規定の上位規範として位置付けられます。個別の条例又は規則の制定及び運用に当たっては、本条例の趣旨及び目的との整合性を確保するものとします。

【用語解釈】

「最大限尊重するものとします」（第 1 項）本条例が本村の自治立法の最上位規範であることを宣言するものです。他の条例等の解釈・運用において本条例の規定を優先的に参

照することを求めるものであり、本条例に反する条例等は改廃の対象となります（第 2 項）。

「**整合性を確保しなければなりません**」（第 2 項）義務規定であり、努力義務ではありません。他の条例等の制定・改廃に際しては、本条例との整合性確認を必須の手段として位置付けます。

(条例の普及啓発及び推進)

第52条 村議会及び村長等は、この条例の目的を達成するため、広報その他の適切な方法によりこの条例の普及啓発に努めるとともに、村民が学習する機会を提供するよう努めるものとします。

2 村長等は、この条例の目的を達成するため、村民の参加を得て、この条例の推進に関する体制を整備し、その実効性の確保に努めるものとします。

3 村民及び事業者は、この条例の趣旨を理解し、その推進に協力するよう努めるものとします。

【解 説】

本条は、本条例の普及啓発（第1項）、推進体制の整備（第2項）及び村民・事業者の協力義務（第3項）を定める規定です。各項とも「努めるものとします」という努力義務規定です。

第1項について

本条例を実効性のあるものとしていくためには、その趣旨や内容が村民、村議会及び村長等に広く理解され、共有されることが重要です。本項は、広報等による情報発信に加え、村民が自治や本条例について学び、理解を深める機会を設けることを求めるものです。

第2項について

本条例の理念を村政や地域の取組に継続的に反映していくため、村長等がその推進に必要な体制を整えることを定めるものです。また、村民の意見や知見を取り入れることにより、行政だけでなく、村民とともに本条例を推進していくことを想定しています。

第3項について

村民・事業者の本条例への理解・協力を求めます。努力義務規定であり、法的強制力を有しません。

【運用方針】

村民向けのわかりやすい解説書を作成します。また、外国籍住民向けの多言語版解説資料の作成もあわせて検討します。推進体制については、本条例の推進を担当する組織・会議体の設置を検討するものとします。

【用語解釈】

「広報その他の適切な方法」（第1項）広報はくば・白馬村行政公式ホームページ・SNS・説明会・研修等、多様な媒体・手法を活用した普及啓発を指します。特定の媒体・手法に限定されるものではなく、対象者の属性・関心に応じた適切な方法を選択することが求められます。

(条例の検証及び見直し)

第53条 村長は、この条例の施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、村民の意見を聴いた上で、社会情勢の変化、法令の改正その他の事情の変化を踏まえ、この条例の各条項が本村の実情及び社会情勢に適合しているかについて検証し、その結果を踏まえて必要な検討を行うものとします。

2 村長は、前項の検証及び検討の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正に係る議案を議会に提出するものとします。

【解 説】

本条は、本条例の定期的な検証・見直し義務（第1項）及び改正議案の提出義務（第2項）を定める規定です。条例を制定して終わりにするのではなく、社会情勢の変化に対応した継続的な見直しを義務付けることで、条例の実効性・適合性を長期的に維持する趣旨です。

第1項について

「行うものとします」という義務的規定です。

本条例を社会情勢や本村を取り巻く環境の変化に対応したものとして維持していくため、定期的にその内容や運用状況を確認し、必要な検討を行うことを定めるものです。検証に当たっては、条例が実際の村政や地域の取組にどのようにいかされているか、また、本村の実情や将来の課題に照らして見直すべき点がないかなどを確認することを想定しています。

第2項について

「提出するものとします」という義務規定です。改正の必要性が認められた場合の議案提出は義務であり、村長の裁量により提出を見送ることは許されません。

【運用方針】

本条例の施行後、第1回の検証を施行から5年以内に実施します。検証に際しては、村民参加による手法を用いて、条例の各条項の実施状況・効果・課題を体系的に評価します。検証結果及び見直しの方向性については、村民に分かりやすく公表するものとします。

【用語解釈】

「5年を超えない期間ごとに」（第1項）最長5年ごとに検証を行うことを義務付けるものです。5年より短い間隔での検証を妨げるものではありません。社会情勢の急激な変化が生じた場合は、5年を待たずに検証を行うことも許容されます。

「村民の意見を聴いた上で」（第1項）パブリックコメント・意見交換会等の手法により村民の意見を収集・反映することを求めるものです。行政内部のみの検証では足りず、村民参加による検証が義務付けられます。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 30 日から施行します。ただし、第 24 条の規定は、令和 9 年 1 月 1 日から施行します。
- 2 【略】
(白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)
- 3 【略】
(白馬村情報公開条例の一部改正)
- 4 【略】
(経過措置)
- 5 【略】
(現存する条例等の解釈)
- 6 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて解釈するものとします。
(整合性の確保)
- 7 村長は、この条例の施行の際、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるものとします。

附則第 1 項 (施行期日)

【解 説】

本項は、本条例の施行期日を令和 8 年 9 月 30 日と定める規定です。ただし、第 24 条に規定する「パブリックコメント手続」については、令和 9 年 1 月 1 日から施行します。

【運用方針】

施行日までに実施すべき事項について、計画的に準備を進めるものとします。

【用語解釈】

「施行します」令和 8 年 9 月 30 日（第 24 条は令和 9 年 1 月 1 日）から本条例の効力が生じることを意味します。同日以降、本条例の各条文に定める権利・義務・責務が発生します。

附則第 2 項

本項は、附則第 3 項及び第 4 項の施行期日を定める規定です。内容については、省略させていただきます。

附則第 3 項 (白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正)

本項は、本条例改正に伴い、白馬村財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和 29 年白馬村条例第 14 号）の一部を改正するものです。改正内容については、省略させていただきます。

附則第 4 項（白馬村情報公開条例の一部改正）

本項は、本条例改正に伴い、白馬村情報公開条例（平成 12 年白馬村条例第 1 号）の一部を改正するものです。改正内容については、省略させていただきます。

附則第 5 項（経過措置）

本項は、附則第 3 項及び第 4 項における経過措置を規定します。内容については、省略させていただきます。

附則第 6 項（既存する条例等の解釈）

【解 説】

本項は、本条例施行時点において既に存在する条例等の解釈に関する経過措置を定める規定です。既存の条例等を本条例の基本理念に基づいて解釈することを義務付けることで、本条例の最高規範性を施行と同時に実現するものです。

「現に存する条例等」とは、本条例の施行時点において効力を有する条例・規則その他の自治立法を指します。「基本理念に基づいて解釈する」とは、既存の条例等の文言が本条例の基本理念と矛盾するよう見える場合も、可能な限り本条例の基本理念と整合する解釈を行うことを求めるものです。整合的な解釈が不可能な場合は、附則第 7 項に基づき速やかに必要な措置を講じることとなります。

【運用方針】

本項の経過措置により、施行日以降も既存の条例等は有効に存続しますが、その解釈・運用に際しては本条例の基本理念を最大限尊重します。整合性の確保が必要な条例等については、附則第 7 項に基づき、優先度を設定した上で計画的に改正を進めることを原則とします。

附則第 7 項（整合性の確保）

【解 説】

本項は、本条例施行時に整合性を図る必要があると認められる既存の条例等について、村長が速やかに必要な措置を講じることが義務付けられる義務的規定です。

「速やかに必要な措置を講じる」とは、整合性の確保が急を要するものについては施行後 1 年以内、その他のものについては施行後 3 年以内を目安として措置を講じることとします。「必要な措置」には、条例等の改正・廃止のほか、解釈指針の策定等も含まれます。

【運用方針】

全条例等の本条例との整合性を確認し、整合性の確保が必要な条例等のリストアップ及び改正スケジュールを検討します。

【利用上の注意】

本解説書は、条例制定時点における立法意思及び解釈指針を示すものであり、条例の改正・社会情勢の変化・法令の改正等に伴い、必要に応じて改訂します。本解説書の内容について疑義が生じた場合は、総務課に照会してください。

白馬村自治基本条例逐条解説

令和8年9月 発行

編 集 白馬村総務課

発 行 白馬村

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

〒399-9393 電話（0261）72-5000（代表）
